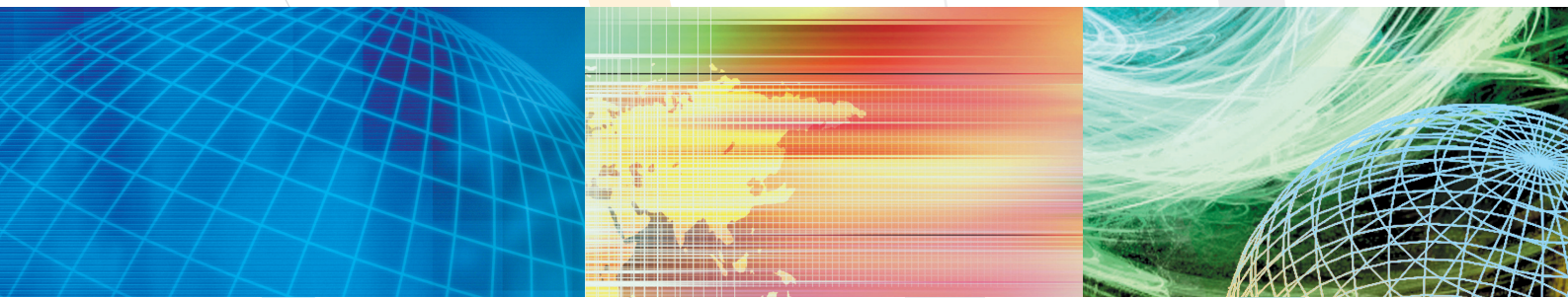


国税庁レポート 2007
National Tax Agency Report



納税者の皆様へ

国税庁は、発足以来、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を達成するため、税務行政を推進してきました。特に、平成13年の中央省庁等改革を契機として、担当する事務について、事務の実施基準などのルールを定め、公表いたしました。また、併せて、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとしました。

こうした改革は、税務行政が納税者である国民の皆様から負託されたものであるという基本的認識に立って、

- ① 国税庁の使命、実績目標、施策等を国民の皆様にも明らかにし、説明責任を果たすこと
- ② 事務全般について、客観的に実績を評価することにより、効率的で質が高く、時代の要請に合った行政を目指すこと
- ③ 仕事の進め方を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的としたものです。

少子高齢化やIT化、グローバル化の進展などにより、税務行政を取り巻く環境は、申告者数の増加、課税・徴収事案の複雑・困難化が加速しています。さらに、訴訟社会の到来を踏まえ、審理を充実し、課税処理の一層の透明性・統一性の確保を図っていくことも必要です。一方で、定員については、より厳しい対応が求められており、こうした中で、国税庁の使命を今後とも適切に果たし、引き続き国民の皆様の負託に応えていくためには、人的資源・物的資源を効果的・効率的に配分しながら、メリハリのある税務行政を進めていく必要があります。このような観点から、できる限り税務署の内部事務を効率化し十分な調査・徴収事務量を確保することにより、申告納税制度の根幹を揺るがす脱税行為、国際的な租税回避行為、あるいは悪質な滞納事案について厳しく対処するとともに、納税者の利便性の向上を図っていかねばなりません。

納税者の利便性の向上に当たっては、納税者の皆様の申告と納税をサポートするため、国税庁ホームページを活用した税務情報の提供、国税電子申告・納税システム（e-Tax）や確定申告書等作成コーナーの導入・改善など、情報通信技術（IT）を活用した納税者サービスの充実に取り組んでいます。

e-Taxについては、国税庁における当面の最重要課題として、現在、国税庁・国税局・税務署を挙げてその普及に向けた各種施策を強力に推進しているところです。利用者利便性の向上などの観点から、これまで、e-Taxソフトのダウンロードによる提供やe-Taxを利用した還付申告の早期処理などを実施するほか、本年1月からは、税理士関与の場合の納税者本人の電子署名の省略など、機能・運用の改善を進めてきたところであり、引き続き、税理士会や関係民間団体との連携を図

りながら、e-Taxの普及に向け、積極的な取組を進めていきます。

近年の経済の国際化の進展に伴い、二重課税のリスクが高まる一方で、逆に国際取引を利用した脱税、租税回避を図るケースも増加しています。これらの国際的課税問題の解決に向けた対応の必要性が高まっています。このような問題は、一国での対応には限界があるため、我が国としても、国際会議などの場を通じて活発な意見交換を行うなど、外国税務当局とも協力してその解決に取り組んでいます。また、各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して我が国の税負担を免れる国際的な租税回避行為や、グループ企業間の取引を通じた所得の海外流出が問題となっています。こうした国際的な課税問題に対しては、適正・公平な課税を実現する観点から、積極的に取り組んでいます。

また、業務の一層の効率化を図るため、内部事務の一元化や税務相談の集中化などの施策を進めているところです。内部事務の一元化とは、これまで個人、法人、管理・徴収といった事務系統別に行っていた内部事務を、事務系統や税目といった垣根を取り払い、各税目の事務を標準化・共通化し、同種の事務作業を統合して、事務を横断的に一元処理することをいいます。

今後とも、このような取組をはじめとして、事務の効率化・合理化、経費削減などのさらなる最適化を図っていかねばなりません。

この「国税庁レポート2007」は、このような国税庁の取組について、納税者の皆様に分かりやすく説明するために作成したものです。編集に当たっては、

- ① 国税庁は今後どのような方針で税務行政を推進しようとしているのか
- ② 現在の税務行政で改善すべき点は何か

に重点を置いてご説明しています。

申告納税制度の下で、納税者の皆様に、自発的かつ適正に納税義務を履行していただけることが、国税庁の使命を達成することにつながります。この「国税庁レポート2007」が納税に対するご理解を深める一助になれば幸いです。

平成19年6月

国税庁長官

福田 進

目次

納税者の皆様へ

page 1

I 国税庁の使命

page 5

<主要な取組事項>

- 1 電子申告などITを利用した申告・納税の推進…… 9
- 2 国際化への対応 …………… 10
- 3 事務の簡素化・効率化の推進 …………… 10

II 申告納税制度

page 11

- 1 広報・相談・情報提供 …………… 11
 - (1) 租税教育
 - (2) 説明会
 - (3) 路線価図などのインターネット閲覧
 - (4) 税務相談室における税務相談
 - (5) 事前照会への回答
- 2 確定申告における利便性の向上 …………… 15
 - (1) 自書申告の推進
 - (2) 閉庁日における申告相談などの実施
- 3 e-TaxなどのITを活用した納税者利便性の向上… 17
 - (1) e-Tax
 - (2) 確定申告書等作成コーナー
 - (3) タッチパネル
- 4 適正・公平な税務行政の推進 …………… 19
 - (1) 的確な指導の実施
 - (2) 悪質な納税者に対する厳正な対応
 - (3) 資料情報
- (4) 広域的に事業展開する企業グループへの対応
- (5) 電子商取引への対応
- (6) 査察
- 5 確実な税金の納付 …………… 24
 - (1) 自主納付態勢の確立
 - (2) 滞納圧縮への取組
 - (3) 集中電話催告センター室
 - (4) 的確かつ効率的な債権債務の管理
- 6 税理士の役割 …………… 26
 - (1) 書面添付制度の推進
 - (2) 電子申告などの利用促進
 - (3) 税理士などに対する的確な指導監督
- 7 関係民間団体との協調 …………… 28

III IT化時代の税務行政

page 29

- (1) 電子政府推進に向けた国税庁の対応
- (2) 業務・システムの最適化

IV 国際化時代の税務行政

page 32

- 1 共通の課税ルールの整備や執行上の問題の議論 … 32
 - (1) 共通の課税ルールの整備
 - (2) 税務行政に関する他国の税務当局との経験の共有
- 2 相互協議と情報交換など …………… 34
 - (1) 相互協議の増加 ー事前確認利用の拡大ー
 - (2) 租税条約に基づく情報交換
 - (3) 各国税務当局との連携と情報収集・リサーチ
- 3 国際的租税回避などへの対応 …………… 35
 - (1) 国際的租税回避スキームへの対応
 - (2) 移転価格問題への対応

V 権利救済

page 37

- (1) 異議申立て
- (2) 審査請求
- (3) 訴訟
- (4) 権利救済の状況

VI 酒類行政の取組

page 40

- (1) 酒類業の体質改善のための取組
- (2) 公正な取引環境の整備
- (3) 独立行政法人酒類総合研究所との連携
- (4) 社会的な要請への対応
- (5) 免許申請などの適正な処理

VII 将来に向けた取組

page 43

- (1) 納税環境の整備
- (2) 内部事務の基本的見直し
- (3) 調査・徴収事務の基本的見直し
- (4) 国税職員の職場環境の整備

VIII 資料編

page 47

- 租税収入・予算
- 申告・課税状況
- 調査状況
- 査察
- 滞納圧縮
- 権利救済
- 税務相談
- 国際課税
- 納税者満足度

参 考

- 還付申告・更正の請求…………… 16
- 災害などにあつた場合…………… 16
- 税務調査について…………… 20

- 情報の厳正な管理…………… 21
- 加算税・延滞税の取扱いと免除…………… 21
- 納税者からの苦情などへの対応…………… 39

I 国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、さまざまな行政活動を行っています。そして、その活動のために必要な経費を賄う財源が税金です。公共サービスが税金によって円滑に提供されるよう、日本国憲法は国民の義務の一つとして納税の義務を定め、国税庁には税金を徴収する権限が与えられています。

国税庁の使命は、納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現することにあります。国税庁では、国民から負託された責務を果たすために、租税教育や広報活動など納税者が納税義務を理解し実行することを支援する活動（納税者サービス）や、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施することによって誤りを確実に是正する活動（適正・公平な税務行政の推進）により、内国税の適正かつ公平な課税の実現を図っています。併せて、酒類業の健全な発達ならびに税理士業務の適正な運営の確保に努めています。

国税庁は、これらの取組に当たっては、その責務について納税者である国民の理解と信頼を得ることが重要であると考えています。このため、これらを分かりやすく取りまとめた「国税庁の使命」¹を職員に示して事務の遂行を図り、さらに、国民に対して公表しています。



国税庁

¹ 「国税庁の使命」とは、「国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令」に職員が事務を遂行するための行動規範を加えたものです（右6ページ参照）。

国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

● 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

● 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

(1) 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

(2) 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

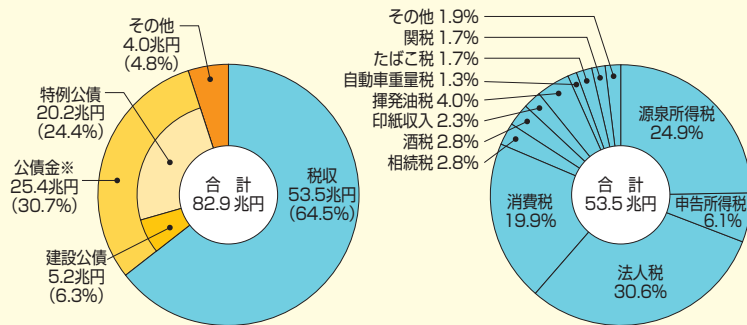
今 後 の 取 り 組 み

● 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

国の収入と税

● 国の収入（一般会計歳入予算）

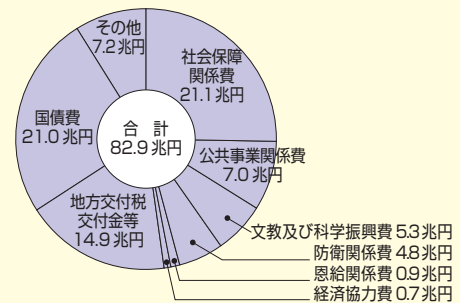
平成19年度一般会計歳入（予算額）



※ 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、すべてが将来返さなければならない借入金です。

● 国の歳出

平成19年度歳出（予算額）



平成19年度の国の収入（一般会計歳入予算）は年間82兆9,088億円です。そのうち53兆4,670億円が租税及び印紙収入で、そこから税関からの税収分や日本郵政公社からの印紙収入分を除くと、国税組織の税収分は47兆2,539億円（約88%）となります。

また、所得税、法人税、消費税で税収分の約8割を占めています。

国税庁の予算と定員

平成19年度の国税庁予算額は7,245億円で、その大半を人件費が占めています。近年は、特に事務の効率化や納税者サービスの向上に重点を置いており、国税総合管理（KSK）システムをはじめ、IT関連費の比率が高まっています。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台で推移しました。その後、平成元年に消費税が導入されたことなどに伴い定員が増加しましたが、平成9年度をピークに減少し、平成19年度では5万6,185人となっています。

	昭和50年度	平成9年度	平成19年度	(参考) 平成19年度/昭和50年度
予算 (億円)	2,360	6,548	7,245	307.0 %
定員 (人)	52,440	57,202	56,185	107.1 %
①所得税確定申告数 (千件)	7,327	20,023	23,494	320.6 %
②法人数 (千件)	1,482	2,793	2,977	200.9 %
③物品税課税場数 (千件)	117	—	—	—
④消費税課税事業者数 (千件)	—	2,521	3,766	—
①+②+③+④ (千件)	8,926	25,337	30,237	338.8 %

(注1) 平成19年度の①所得税確定申告数は、平成18年分の計数です。

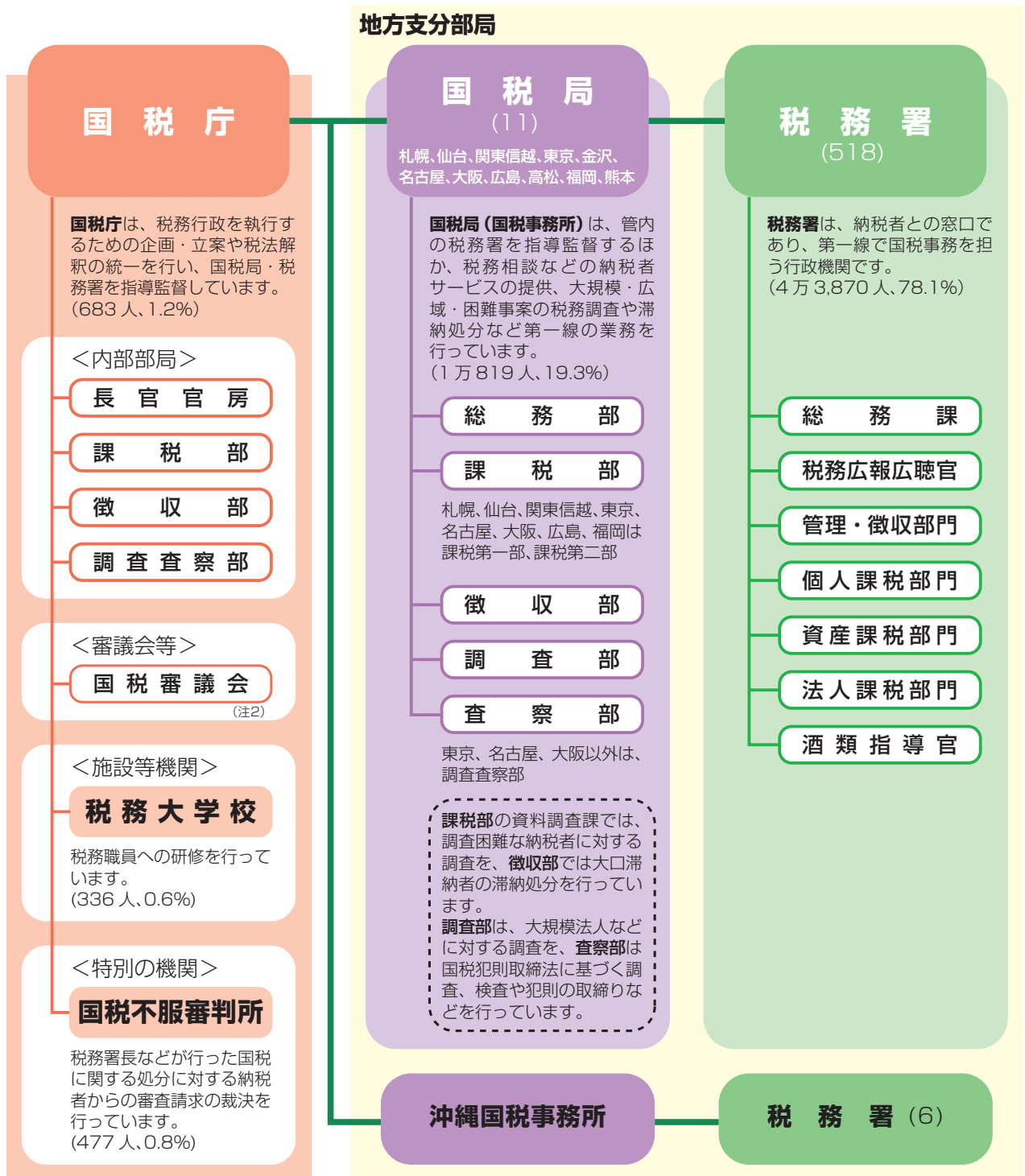
(注2) 平成19年度の②法人数は、平成18年6月末の計数です。

(注3) ④は、消費税課税事業者等届出書提出件数です。なお、平成19年度は、平成19年3月末の計数です。

(注4) (参考)は、昭和50年度を100としたときの平成19年度の割合です。

国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局（沖縄国税事務所）と全国524の税務署があります（注1）。



（注1） 各部署の人数、%は、平成19年度の定員、国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

（注2） 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官が意見を求めた事項の調査審議、②税理士試験の執行と税理士の懲戒処分の審議、③酒類の表示基準などの制定などを審議しています。

主要な取組事項

国税庁では、高度情報化の急速な進展、経済社会の国際化などに対応するため、さまざまな取組を行っています。

平成18年度においては、特に、電子申告などITを利用した申告・納税の推進や、国際化への対応に向けた取組を行うとともに、行政コスト削減のため、事務の簡素化・効率化を推進してきました。

1 電子申告などITを利用した申告・納税の推進

国税庁では、申告・納税の際の納税者の負担を軽減するため、国税電子申告・納税システム (e-Tax) や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、情報通信技術 (IT) の活用を推進しています。

e-Taxについては、平成18年3月に決定した国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」(平成19年3月改定)に基づき、行動計画に盛り込んだ目標の達成に向けて、普及のための各種施策を実施しました(詳細については、17ページをご参照ください。)

また、確定申告書等作成コーナーについては、納税者のニーズを踏まえ、より利用しやすいものとなるよう、このコーナーから直接e-Taxに送信することを可能にするとともに、土地などの譲渡所得に係る計算機能や贈与税申告書作成機能の追加を行いました(詳細については、18ページをご参照ください。)



平成18年分確定申告のポスター

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成18年分 所得税の確定申告書作成コーナー

申告書B(所得・所得控除等入力)

入力したい項目の名称をクリックすると、それぞれの項目に関する入力画面が表示されますので、説明に従って入力してください。
なお、各項目の値をクリックすると、項目についての説明(よくある質問)が表示されます。
当てはまる項目への入力が終わったら、入力内容を確認の上、画面下の「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。
作成済のデータを保存する場合は、画面下の「入力データを保存する」ボタンをクリックしてください(保存したデータは申告書選択画面下の「確定申告書データ読込」から読み込むことができます。)

		(単位:円)			
収入金額等	営業等	(ア)		課税される所得金額 (8)-(25)又は第三表	(26)
	農業	(イ)		上の(26)に対する税額 又は第三表(18)	(27)
	不動産	(ウ)		配当控除	(28)
	利子	(エ)		繰上・リ ース税額 控除	(28)
	配当	(オ)		任意入金等特別控除	(30)
	給与	(カ)		経費等控除特別控除	(31)
	公的年金等	(キ)		任意所得控除 (27)-(28)-(30)-(31)-(32)	(32)
	その他	(ク)		差引所得税額 (27)-(28)-(30)-(31)-(32)	(33)
	短期	(ケ)		源泉徴収額 外国税額控除	(34)~ (35)
	長期	(コ)		再差引所得税額 (33)-(34)-(35)	(36)
控除	二重課税	(サ)		定率減税額	(37)
	営業等	(1)		源泉徴収税額	(38)
	農業	(2)		申告納税額 (38)-(37)-(38)	(39)
	不動産	(3)		子宝納税額 (新1期分・新2期分)	(40)
利子	(4)			納める 税金	(41)

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面

2 国際化への対応

国際的な取引にかかわる納税者のコンプライアンス¹〈法令遵守〉の維持・向上を図るには、各国間の課税ルールの違いによる二重課税リスクを排除するなどの対応が必要ですので、国際取引について各国共通のルールの整備、各国税務当局間の協力や経験の共有を図ることが重要です。

このため、①租税条約に基づく情報交換、②租税条約に基づく相互協議事案の適切・迅速な処理、③税務当局間の国際会議への参加、④開発途上国への知的支援に積極的に取り組んでいます。

また、各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避スキームが問題となっています。こうした国際取引を利用した脱税や租税回避に対しては、あらゆる機会を通じて取引の実態把握を図り、課税上問題があると認められる場合には、綿密な税務調査を行い、厳正に対処しています。

さらに、海外に所在する関連企業との取引価格を通じた移転価格の問題についても、積極的に取り組んでいます。



アジア税務長官会議 (SGATAR)

3 事務の簡素化・効率化の推進

「簡素で効率的な政府」を実現するため、各府省において、「行政効率化計画」や「業務・システム最適化計画」などを定め、行政の効率化を一層徹底していくこととしています。

国税庁においても、税務行政を取り巻く環境が変化する中で、新たな課題にも積極的に取り組みながら、変化に柔軟に対応した効率的な事務運営を行うため、事務処理や関係システムを不断に見直していく必要があります。このため、事務の効率化・合理化、経費削減などのさらなる最適化を図る観点から、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」(平成19年5月改定)を決定しました。具体的には、内部事務の一元化²、税務相談の集中化、システム関係経費の削減、公共調達の実績の透明性を確保するため、国税総合管理 (KSK) システムのオープンシステム化³の推進などの施策を進めており、行政コストの削減を図っています。

そのほか、業務の一部をアウトソーシングするなどさまざまな取組を行い、事務の簡素化・効率化を推進しています。

1 「コンプライアンス」とは、納税者が高い納税意識を持ち、法律に定められた納税義務を自発的にかつ適正に履行すること（法令遵守）です。

2 「内部事務の一元化」とは、これまで個人、法人、管理・徴収といった事務系統別に行っていた内部事務を、事務系統や税目といった垣根を取り払い、各税目の事務を標準化・共通化し、同種の事務作業を統合して、事務を横断的に一元処理することをいいます。

3 「オープンシステム化」とは、個々のメーカーが独自に開発してきたシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従ってシステムを構築することをいいます。

Ⅱ 申告納税制度

申告納税制度を支える二つの柱、 「納税者サービス」と「適正・公平な税務行政の推進」

国の税金については、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用しています。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を賦課課税制度といい、地方税ではこの方法が一般的です。

国税においても、戦前は賦課課税制度が採られ、税務官署が所得を査定し税額を納税者に告知していました。しかし、昭和22年に、税制を民主化するために所得税、法人税、相続税の三税について、申告納税制度が採用され、その後、多くの国税に適用されるようになりました。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行すること（コンプライアンス〈法令遵守〉）が必要です。そこで国税庁は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、租税の意義や税法の知識、手続についての広報活動や租税教育、税務相談、確定申告における利便性の向上など、さまざまな納税者サービスの充実を図っています。

また、納税者の申告を確認したり、正しい申告へと導いたりするためには、的確な指導と調査の実施が必要です。さらに、国税が期限までに納付されない場合には、自主的な納付を促したり、滞納処分を実施するなど、確実な税金の徴収を図ることが必要です。このため国税庁では、是正が必要な納税者に対して的確な指導や調査を実施するとともに、納税者の個々の実情も踏まえた上で厳正・的確な滞納整理を実施しており、適正・公平な税務行政の推進を図っています。

1 広報・相談・情報提供

納税者に、自発的かつ適正に申告・納税していただくためには、あらゆる機会を通じて、納税の義務を理解していただくことが何よりも重要です。また、税に関する情報を提供したり、税に関する疑問に回答することも大切です。

このため、「納税者が知りたい情報をいつでも必要な時に入手できること」、「その内容も納税者の視点に立った分かりやすい表現にすること」、「納税者の意見を反映させ、統一的な広報を行うこと」といった基本的な考え方に基づいて、広報を実施しています。

具体的には、国税庁ホームページを中心に、テレビ、新聞などのマスメディアや各種の説明会、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体を通じて、税の意義や役割、税の仕組みなどのさまざまな情報を提供しています。

特に、国税庁ホームページは、情報を提供するだけでなく、「e-Tax」や「確定申告書等作成コーナー」といったITを活用した納税者サービスの窓口としての機能も有していますので、誰もが容易に利用できるよう、検索機能の充実やアクセシビリティの確保に配慮するなど、利用者の利便性の向上を図っています。

国税庁ホームページの使い方（平成19年7月下旬に改訂）

案内表示

- ページ上部のボタンで掲載情報を5つに分類し配置
- ページ左側にアクセス数の多い情報への入口を配置
- ページ上部と左側の紺色の案内表示はすべてのページに共通して表示され、必要な情報への移動が容易に可能

サイト内検索

- 文章検索や関連語検索などの機能
- 使い方は、「検索の仕方」を参照

メールマガジン

- 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

ホームページの使い方

- 初めて利用される方などへ使い方を案内

文字拡大・読み上げ

- 高齢者や視覚に障害のある方のための機能

新着情報

- 最新情報を掲載（過去の一覧も掲載）

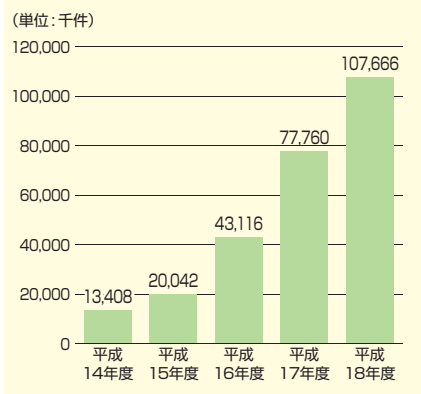
税理士の方へのお知らせ

- 税理士の方などを対象とした専門的な情報への入口

国税局・税務署を調べる

- 各国税局コーナーへの入口

● 国税庁ホームページのアクセス件数の推移



税について調べる

- 一般的な税に関する質問や税法の解釈などを調べるための入口

申告・納税手続

- 申告や納税などの手続について調べたり、確定申告書などの様式を探すための入口

路線図

- 全国の路線図の閲覧

公売情報

- 全国の公売物件の情報

Web-TAX-TV

- 税に関する情報をジャンル別に動画で解説したインターネットテレビ

税の学習コーナー

- 税について楽しく学べる子供向けのページ
- 租税教育用教材

(1) 租税教育

次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、租税を通じて社会や国の在り方を主体的に考えることができるよう、健全な納税者意識（社会の構成員として税金を支払い、その使い道を監視する自覚）を養うとの観点から、学校教育における租税教育の充実に向けて、その支援を行っています。

具体的には、各都道府県に設置した、国、地方公共団体、教育関係者などからなる租税教育推進協議会を通じて、租税教室の開催や租税教育用副教材の作成・配付、作文募集などを行っています。

また、児童・生徒が自ら税に関する課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を育てる場として、東京上野税務署内に租税教育専用の施設「タックス☆スペースUENO」を

設置しています。税務署見学や税の学習を希望する学校の児童・生徒をはじめ、大学生・社会人など多くの方々にご利用いただいています。



タックス☆スペースUENOの風景

(2) 説明会

国税庁は、税に関する手続や税制改正の内容などについて、納税者に理解を深めていただくため、全国の税務署において説明会を開催しています。

具体的には、確定申告を行う納税者が申告書や決算書を作成するための説明会、源泉徴収義務者を対象とした年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、税に関す

る情報提供を行うためのさまざまな説明会を適時に開催しています。

● 各種説明会の開催回数・参加人員

(平成18年7月～平成18年12月)

	各種説明会
開催回数(回)	19,118
参加人員(千人)	1,047

(3) 路線価図などのインターネット閲覧

相続などにより取得した財産の価額は、「時価」により評価することとされていますが、申告に当たり納税者をご自分で時価を把握することは必ずしも容易ではありません。そこで、納税者の申告などの便宜を図るとともに、課税の公平を担保する観点から、全国の国税局・沖縄国税事務所で

は毎年8月ごろ、土地の評価の基準となる路線価図と評価倍率表を公開しています。

また、全国の路線価図や評価倍率表を、自宅や勤め先などでいつでも閲覧できるよう、平成13年10月から国税庁ホームページにも掲載しています。

(4) 税務相談室における税務相談

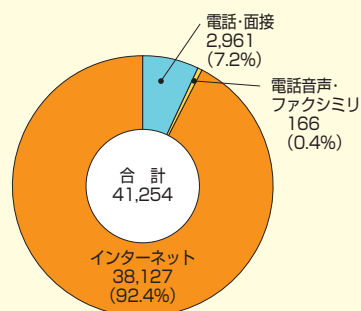
国税庁は、納税者の税に関する疑問・相談に答えるため、税務全般について経験豊かな税務相談官などを全国の税務相談室に配置して、電話や面接により税務相談に対応しています。また、東京、名古屋、大阪の各国税局の税務相談室には、外国人のための英語による税務相談窓口を設けています。

一方、これまで税務相談室や税務署がそれぞれ個別に対応していた電話相談について、回答までの待ち時間の短縮など、納税者の利便性のさらなる向上を図るため、電話相談センターで集中的に受理する取組を進めています。電話相談センターは、これまで、仙台、東京、福岡の各国税局に設置しており、今後、段階的に全国に拡大することとしています。

また、インターネット、電話音声、ファクシミリによる情報提供（タックスアンサー）も行っています。具体的な利用方法や電話音声・ファクシミリの電話番号、掲載情報を一覧表として示したコード表は、お近くの税務署・市区町村の窓口などで入手できます。

● 税務相談室における税務相談の状況

平成18年度（単位：千件）



(5) 事前照会への回答

国税庁は、法令解釈通達の公表や税務相談室における税務相談などを通じて、一般的な税法の解釈・取扱いについての情報を提供しています。

また、納税者が実際に行う取引などに係る税法の具体的な適用が不明な場合は、税務署などで事前照会に応じています。このうち、文書による回答を求める旨の申出があったときには、その取引についての税法上の取扱いが、これまで法令解釈

通達などで明らかにされていないなど、一定の要件を満たす場合に、文書による回答を行っています。さらに、他の納税者の予測可能性の向上に役立つよう、その照会、回答の内容などを公表しています。

なお、平成18年度の文書による回答を求める照会件数は、78件となっています。

認定NPO法人制度への対応

少子高齢化、社会の多様化が進展する中、NPO法人（特定非営利活動法人）などによる民間非営利活動の役割がますます高まってきています。こうした状況の下、平成13年度の税制改正で、NPO法人の活動資金を外部から受け入れやすくしてその活動を支援することを目的として、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたNPO法人（認定NPO法人）に対して行った寄付について、寄付金控除などの対象とする税制上の特例措置が創設されました。

その後、NPO法人を取り巻く状況にかんがみ、平成14年度、平成15年度、平成17年度、平成18年度の税制改正で認定要件の緩和などが行われてきました。

国税庁では、この特例措置の適正かつ円滑な執行を図るため、申請手続や認定要件を解説した手引やパンフレットの配布、認定NPO法人名簿などの国税庁ホームページへの掲載を行うとともに、全国の国税局・沖縄国税事務所に申請に関する相談窓口を設置しています。

2 確定申告における利便性の向上

平成18年分の所得税の確定申告を行った申告者数は2,349万人であり、国民の5人に1人が確定申告を行っていることとなります。特に、還付申告者数は、1,200万人を超え、確定申告の半数以上を占めています。

国税庁は、所得税の申告者数の増加、多様化に対応して、納税者の満足度を高めるため、申告に関連するコストをできるだけ小さくするとともに、従来にない良質なサービスを提供するように工夫しています。

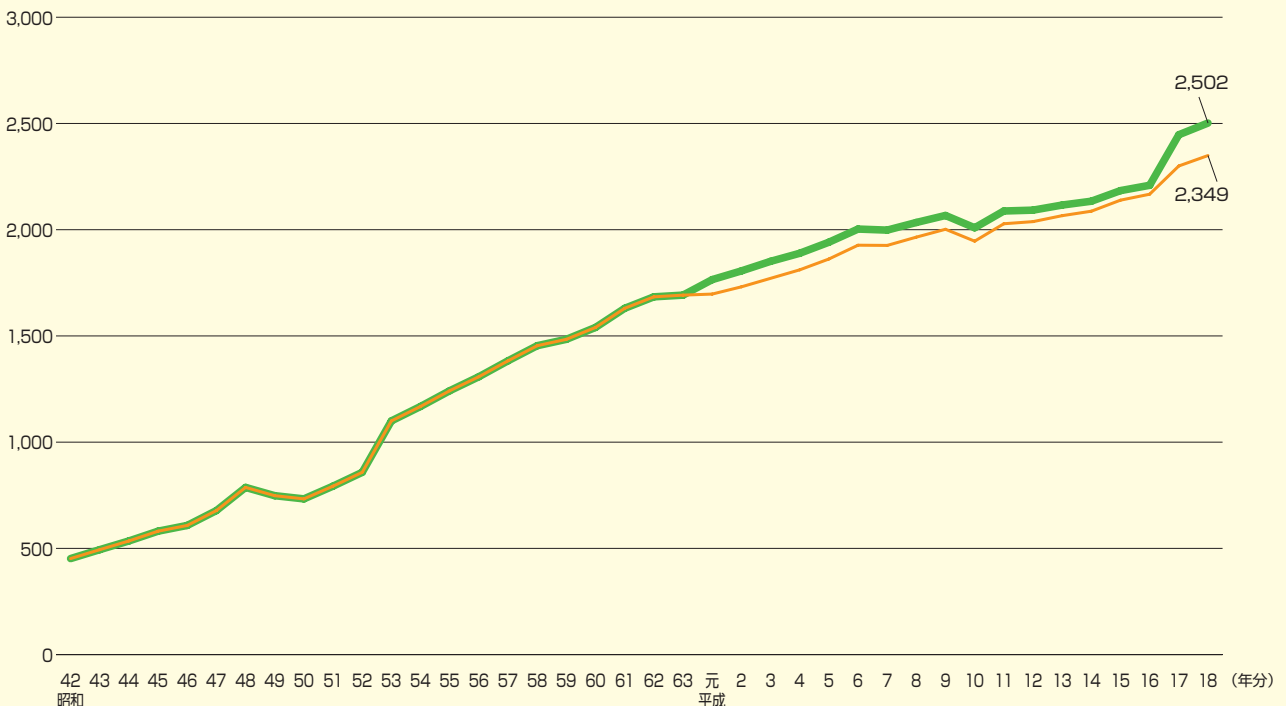
(1) 自書申告の推進

自書申告とは、納税者が自ら申告書を記入、作成して、税務署に提出していただくことです。申告納税制度の原則からいっても、納税者が税の仕組みを理解し、自ら納税することは非常に重要であり、確定申告期に申告相談会場などに来られる納税者の方に対しても、自書申告をお願いしています。自書申告を一層定着させるため、平成13年分の確定申告から申告書の様式を全面的に改訂し、記載事項を簡素化しました。

今後も、多数の確定申告書の提出が見込まれていますが、より多くの納税者が自発的かつ適正に確定申告を行えるよう、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ITを活用した施策を積極的に行うこととしています。また、申告相談の必要な納税者には、利便性の高い環境を設けて満足度を高めていただけるようにするとともに、限られた定員で申告事務を効率的に処理することとしています。

● 個人申告件数の推移

(単位: 万件)



(2) 閉庁日における申告相談などの実施

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、平成15年分の確定申告期から、2月の日曜日に2回、確定申告の相談・申告書の受付などを実施しています。

平成18年分の確定申告期においては、前年の実績を踏まえつつ、複数の税務署で合同して会場を設置するなどの見直しを行い、平成19年2月18日と25日に、228の税務署において、税務署内や合

同会場など署外で、申告相談などを行いました。

今回の2日間のアンケートの結果、サラリーマンを中心に医療費控除、住宅ローン控除などの相談が多く、利用された納税者からは好意的な声を寄せていただき、高い評価を受けています。

今後の対応については、これまでの実績を十分検討して、平成19年分の確定申告期までに公表することとしています。

参考 還付申告・更正の請求

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が年間の所得について計算した税金の額より多いときには、還付申告をすることによって、納め過ぎた税金が戻ってきます¹。

また、計算に誤りがあったために納税額を過大に申告した場合など、既に行った申告について、納税額が多過ぎた場合や還付金額が少なかった場合には、更正の請求²をすることができます。

国税庁では還付申告や更正の請求に対し、関係法令に基づき、適正かつ迅速な処理を図っています。

参考 災害などにあつた場合

- (1) 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、所轄の税務署長に期限の延長を申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- (2) 地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
- (3) 災害などにより、財産に相当の損失を受けた場合や国税を一時に納付することが困難となった場合には、税務署長に申請し、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができます。

地方税当局との協力

地方税の中には、対象となる納税者や税の仕組みが国税と共通しているものがありますので、納税者の申告手続の簡略化を図るために、制度面や執行面において、国税(当局)と地方税(当局)との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面では、所得税の申告をした納税者は、地方税である個人事業税や個人住民税の申告をしなくても済みます。また、消費税と地方消費税の申告なども同一の手続で行うことができます。執行面では、多くの市区町村で所得税の申告の相談などを行っています。このほか、国税当局と地方税当局が共同して、申告説明会の開催や税務広報を実施しています。こうした執行面の相互協力は、国税当局と都道府県・市区町村の各地方税当局との協議に基づいて実施しています。

1 一定の要件に該当する場合には、還付加算金が加算されます。

2 更正の請求は、定められた期間内に、誤りの内容などを記載した更正の請求書を税務署に提出することにより行います。

3 e-TaxなどのITを活用した納税者利便性の向上

国税庁では、申告納税制度が円滑に機能するように、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などITを活用した申告・納税を推進することにより、納税者の負担の軽減を図っています。

(1)e-Tax

e-Taxは、これまで書面で行われていた所得税、法人税、消費税などの申告や青色申告の承認申請、納税地の異動届出などの手続について、インターネットを通じて手続が行えるものです。

また、納税についても、ペイジー（Pay-easy）¹対応のATMやインターネットバンキングなどを利用して行えます。

納税者や税理士にとっては、e-Taxを利用することにより、税務署や金融機関の窓口に行くことなく、自宅やオフィスあるいは税理士事務所から申告や納税などの手続を行うことが可能となり、さらに、e-Taxに対応した税務・会計ソフトウェアを利用すると、会計処理や申告などのデータの作成から提出までの一連の作業を電子的に行えるため、事務の省力化やペーパーレス化につながります。

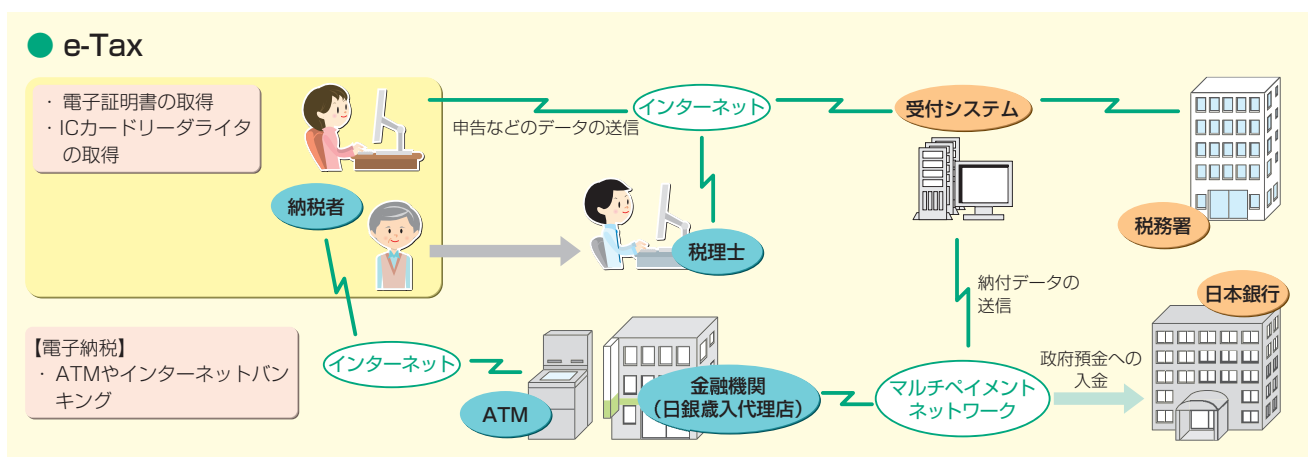
国税庁においては、平成18年3月に決定した国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」（平成19年3月改定）に基づき、行動計画に盛り込んだ普及のための各種施策を強力に推し進めてきました。

具体的な取組として、平成18年10月から、e-Taxソフトのダウンロードによる提供、同年11月から、e-Taxを利用した還付申告の早期処理を実施しました。

また、平成19年1月から、税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告などを行う場合の納税者本人の電子署名の省略、電子化された源泉徴収票などの添付書類のオンライン送信などを可能としました。

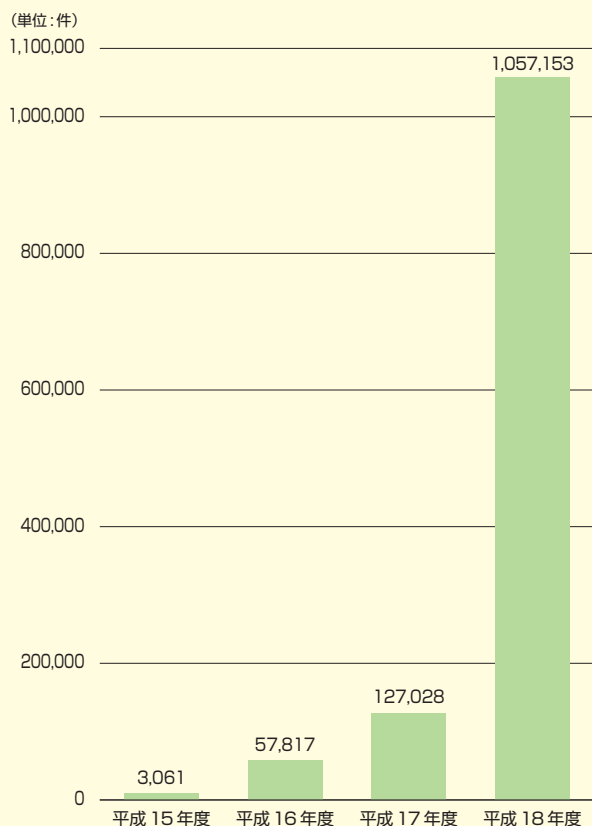
さらに、e-Taxの利用が集中する所得税の確定申告期間については、e-Taxの24時間受付（通常期は21時まで）やヘルプデスクの受付時間の拡大を実施しました。

これまで、多くの納税者や税理士から、e-Taxの利用に関するアンケートなどを通じて、さまざまなお意見やご要望をいただいております。今後、より一層の利用者利便性の向上を図るため、利用者の視点に立った機能や運用の改善に取り組み、多くの納税者や税理士に利用していただけるシステムにしていきます。

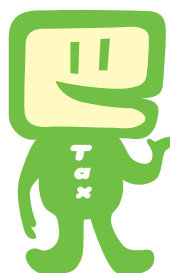


¹ 「ペイジー」とは、これまで金融機関やコンビニエンスストアの窓口で支払っていた公共料金などを、金融機関のATMやインターネットバンキングから支払うことができる決済サービスをいいます。

● e-Taxを利用した申告などの件数の推移



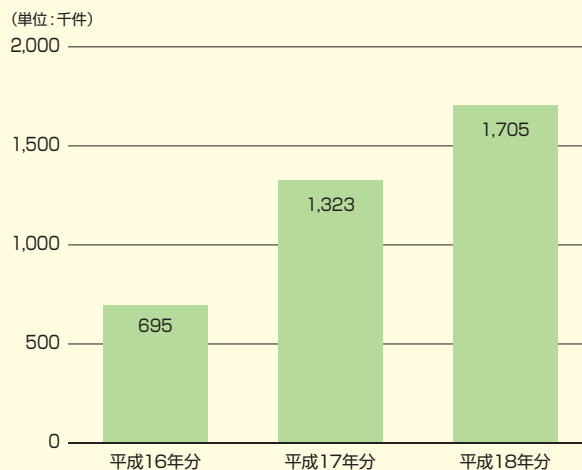
(注1) 計数は、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」のオンライン利用促進対象手続の利用件数の合計です。
 (注2) 平成15年度は、平成16年2月～3月の合計です。



「イータ君」

「イータ君」は、e-Taxのイメージキャラクターです。名称は、e-Taxからとったものであり、デザインはe-Taxの「e」とパソコンの「モニター」の画面をモチーフにしたものとなっています。

● 確定申告書等作成コーナーで作成された申告書の提出件数の推移



(2) 確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナーは、パソコンの画面上に示された手順に従って入力すれば、所得金額や税額が自動的に計算され、申告書などが容易に作成できるものです。

パソコンに接続したプリンターで印刷すると、申告書などとしてそのまま郵送などにより提出することができますし、また、平成18年分では作成した申告書などのデータを直接e-Taxに送信することができるようになりました。

平成14年分の確定申告期に導入して以来、利

用件数は年々増加しており、このコーナーで作成された申告書の提出件数は、平成18年分の確定申告期では、約171万件となっています。

このコーナーは、自宅での申告書作成の促進やe-Taxのより一層の普及拡大にもつながるものと考えています。

このコーナーがさらに使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

(3) タッチパネル

タッチパネルは、銀行のATMのように画面上の表示に従ってパネルに触れていけば、簡単に申告書が作成できるシステムで、パソコン操作が不

慣れな納税者を対象として、申告書の作成に利用していただけるよう税務署に設置しています。

4 適正・公平な税務行政の推進

国税庁は、適正かつ公平な課税を実現するため、税金の申告・納付に関する的確な指導を行い、特に不正に税金の負担を逃れようとする納税者に対しては、さまざまな角度から厳正な調査を実施することとしています。

具体的には、国税総合管理（KSK）システムを活用して、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容などを、業種・業態・事業規模といった観点から分析して、調査対象を選定しています。

(1) 的確な指導の実施

国税庁は、申告が正しく行われているか、行われた申告の内容が適切かどうかなど、資料情報などに基づいて確認を行っています。その結果、申告していないことや申告内容に誤りがあることが分かった場合には、電話や文書で修正申告などを求めます。これらに応じていただけない場合

は、税務署長の権限により、更正¹や決定²を行っています。

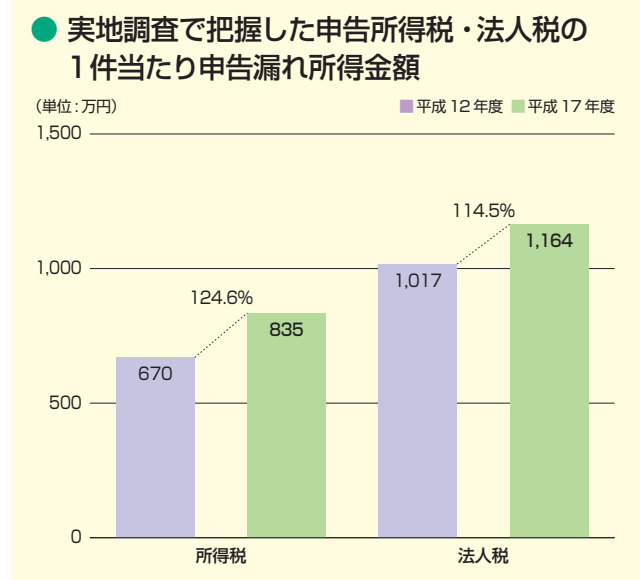
平成17年7月から平成18年6月までの1年間における、このような納税者との簡易な接触件数は、申告所得税では、約58万件に及んでいます。

(2) 悪質な納税者に対する厳正な対応

申告納税制度を円滑に実施し、適正・公平な課税を実現するため、国税庁には税務調査を行う権限が与えられています。税務調査は、納税者の申告内容を帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるものです。特に悪質な納税者に対する税務調査には日数を十分かけるなど重点的に取り組んでいます。

実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、平成17年7月から平成18年6月までの1年間においては、申告所得税は835万円³、法人税は1,164万円となっており、これを5年前の実績と比較すると、実地調査1件当たりの申告漏れ所得は増加しています。

このような調査実績を踏まえると、できるだけ調査件数を確保していくことが適正・公平な課税のために不可欠であります。申告が適正でないと認められる納税者を的確に選定し、調査する



ことにより、悪質な納税者などに絶えず監視の目を光らせることは、善良な納税者の納税意欲を高め、広い意味で納税者に対するサービスにつながるものと考えています。

1 「更正」とは、申告などにより既に確定している税額などが過大又は過少であるときに、国税庁がその内容を変更するために行う手続をいいます。

2 「決定」とは、申告書を提出しなければならない者が、提出期限までに申告書を提出していないため、国税庁がその税額などを確定させるために行う手続をいいます。

3 実地調査のうち、特別・一般調査に係る金額です。

参考 税務調査について

国税庁においては、適正申告の実現を図るため、納税者に対して、的確な調査・指導を実施することとしています。

(1) 調査の事前通知

調査に際しては、納税者の都合を伺うため、原則として、調査日時などをあらかじめ電話により通知しています。ただし、ありのままの事業実態などの確認を行う必要がある場合には、事前に通知は行っていません。

なお、事前通知は、所得税の調査で約8割、法人税の調査で約9割実施しています。

(2) 調査の進め方

税務調査のため、職員が納税者の住居や事務所に伺う際には、写真入りの身分証明書などを提示して職員の身分と氏名を明らかにしています。その際、調査担当者に日々の取引を記帳している帳簿書類などを提示していただき、申告内容や帳簿書類などに関する質問に対して正確に説明していただければ、税務調査は迅速かつ円滑に進みます。

また、調査を開始した場合は、納税者にかかる負担を少なくするため、できるだけ迅速に進めることとしています。

税務調査は、原則として、納税者本人の立会いの下に行います。

なお、納税者は、税務代理を委嘱した税理士を税務調査に立ち会わせることができます。

(3) 調査終了後の対応

税務調査において申告内容に誤りが認められた場合などは、納税者に申告の誤りなどの内容と納付すべき税額を分かりやすく説明した上で、修正申告や期限後申告を勧めています。修正申告などをした場合、その修正申告などに係る異議申立てや審査請求をすることはできません。また、納付すべき税額のほかに延滞税がかかる場合があります。さらに過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税がかかる場合があります。修正申告などを勧める際には、「修正申告等について」という書面を用いて、これらのことについて説明を行い、これを契機に納税者が税務知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう図っています。

なお、納税者が修正申告などの勧めに応じない場合には、税務署長が更正又は決定を行い、納税者のもとに更正通知書や決定通知書を送付しています。

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められなかった場合、次のような対応をとっています。

- ① 申告内容に誤りが認められず、かつ、指導事項もないときには、納税者に対して、「調査結果についてのお知らせ」という書面を送付しています。
- ② 修正申告などには至らないが、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録、保存に関して指導事項があるときには、その内容について説明を行っています。また、税務調査が終了したことを明確に伝えています。

参考 情報の厳正な管理

税金の計算においては、収入や売上、経費の支払いなど納税者のプライバシーに触れる情報が必要となります。また、税務調査では、取引先に関する情報なども必要となる場合があります。こうした納税者のプライバシーや情報が簡単に漏れるようでは、納税者の国税庁への協力は期待できなくなり、円滑な調査に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は3万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）が課されることとなっています。こうした罰則規定の趣旨を徹底するため、定期的に職員に対する研修を行っています。また、お話を伺う場所についても、プライバシーを配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

なお、平成17年4月1日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」などが施行されたことを踏まえ、国税庁の保有する納税者情報の厳正な管理についても一層の徹底を図っています。

参考 加算税・延滞税の取扱いと免除

適正な申告や納税を確保するため、期限内に正しい申告や納付をしていない場合、延滞税がかかる場合があります。さらに、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税のいずれかがかかる場合があります。

● 延滞税

納期限の翌日から2か月を経過する日まで	年4.4%（平成19年の場合） ^注
納期限の翌日から2か月を経過した日以後	年14.6%

（注）金融情勢により年ごとに変動する場合があります。

● 加算税

	通常の場合	偽装隠ぺいがあった場合
期限内に申告したが税額が少なかった場合	過少申告加算税（10%又は15%）	重加算税（35%）
期限内の申告がない場合	無申告加算税（15%又は20%）	重加算税（40%）

なお、納税者に帰すべき事由のない、正当な理由があると認められる場合は、過少申告加算税又は無申告加算税は課されません。

また、災害による納税の猶予を受けた場合や国税職員の誤った申告指導などによって、納税者が申告又は納付することができなかったなど一定の要件に該当する場合には、延滞税の全部又は一部を免除しています。

国税庁では、こうした加算税などが課されない場合の取扱いを定め、国税庁ホームページで公表しています。

(3) 資料情報

国税庁は、現在、年間1億7,000万件程度の資料情報を収集し、これらの情報と申告に関するデータをあわせて一元的に国税総合管理（KSK）システムで管理し、的確な指導や税務調査に活用しています。

近年の経済取引の広域化、国際化、IT化などに対応するため、新しい取引形態に関する資料情報を積極的に収集しています。例えば、国際化の進

展に伴う海外の企業などとの取引の増加に対応し、海外の税務当局との間で情報交換を積極的に行い、海外取引に関する申告内容の確認に活用しています。

また、裏取引や架空取引などを裏付ける情報や、個人や法人間の取引などに関する個別情報などは、税務調査に役立てています。

(4) 広域的に事業展開する企業グループへの対応

企業は、子会社や支店などを設立することによって幅広く事業展開を図っており、国税庁としては税務調査をどのように行うのが課題となっています。

企業グループを調査する場合、まず、グループの全ぼうを把握した上で、グループ間取引を利用して不正な税務処理などが行われていないか、十分な実態把握を行うことが非常に重要です。海外に設立された子会社などに関しては、国際課税上の問題を検討することが必要になってきます。また、子会社などの実態を十分に把握するためには、現地の経済情勢や地域とのつながりなども貴重な情報になります。

平成14年8月から連結納税制度が導入されま

したが、連結申告を行っている法人グループも企業グループの一形態であり、こうしたグループ間取引の実態把握の必要性や現地情報の重要性などは基本的に同じです。

広域的に事業展開する企業グループや連結グループの調査に当たっては、親法人と調査必要度の高い子法人などについて、全国の国税局（所）・税務署のネットワークを活用して、緊密な連絡・調整を図りながら、全国規模で連携した調査を行うなどの対応をとっています。

企業の事業展開の広域化は、国際化やIT化と並んで近年著しく進展しています。国税庁は、今後とも、企業グループや連結グループに対する調査を重要な課題の一つとして対応していきます。

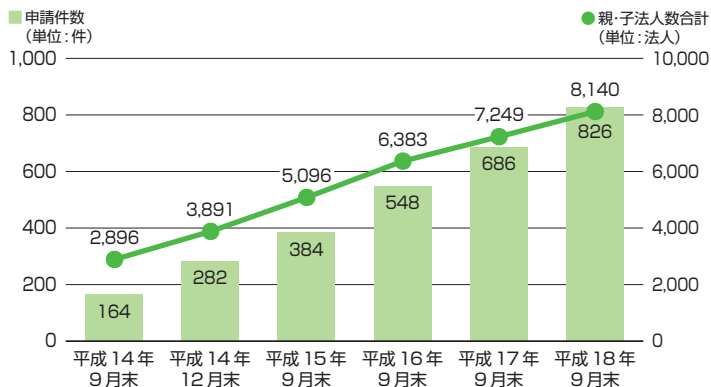
連結納税制度

我が国の企業の経営環境が大きく変化する中で、企業の競争力を確保し、企業活力が十分発揮できるよう、商法などにおいて柔軟な企業再編を可能とするための法制などの整備が進められてきました。法人税法でも、平成13年度の税制改正で会社分割・合併などに関する税制の整備が行われました。さらに、企業がグループとしての事業活動を展開し、企業開示が連結財務諸表を中心として行われる中で、平成14年度の税制改正で、連結納税制度が創設されました。

平成14年8月から導入された連結納税制度は、企業グループをあたかも一つの法人としてとらえて法人税を課税する制度です。国税庁は、承認申請や連結申告などが適正に行われるように、事前照会への対応、承認申請の審査に係る事務処理体制を整備しています。また、連結グループに対する調査に当たっては、親法人所轄部署と子法人所轄部署の間で緊密な連絡、協調体制を確立して一体的な調査を図り、平成17年7月から平成18年6月までの1年間においては64グループに調査を実施しました。

● 連結納税に係る承認申請の推移

(申請件数等累計)



● 連結納税に関する申告状況

(平成17年7月～平成18年6月)

連結申告の状況	申告件数	467件
	黒字申告割合	37.9%
	申告所得金額	18,481億円
内 添付された個別 帰属額届出書の状況	個別所得金額	30,774億円

(5) 電子商取引への対応

通信手段の高度化や通信料の低減によりインターネットの利用が急増し、ネットオークションやネット通販などインターネットを通じた取引が広く行われるようになってきました。

国税庁は、このような電子商取引の取引自体に関する情報収集と取引当事者の把握を図るため、全国の国税局に「電子商取引専門調査チーム」を

設置しています。このチームは、電子商取引事業者などに関する情報を専門的に収集し、収集した資料に基づいて税務調査を行ったり、調査手法などの開発や蓄積に取り組むとともに、全国の国税局（所）・税務署の職員に対して、収集した資料や各種の調査手法などに関する情報を提供しています。

(6) 査察

一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者には、正しい税を課すほかに、反社会的行為に対して刑事責任を追及するため、強制的権限を行使するなどして犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づき検察官に告発し、公訴することを求めます。これを査察制度といいます。査察制度は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じ、適正・公平な課税の実現と申告納税制度を維持するという重要な使命を担っています。

経済取引の広域化、国際化はもとより、最近の金融環境の変化などにより、脱税手段が複雑・多様化していますが、資料情報の充実・強化、効率的な調査展開などにより、大口で悪質な脱税者に対して、積極的な立件・告発を行っています。

平成18年度においては、231件の査察調査に着手し、166件を検察官に告発しました。脱税総額は約304億円、告発事件1件当たりの脱税総額は1億6,700万円となっています。

脱税の手口としては、売上を故意に隠したり、原価を不当に高く計上したりといったものが目立っていました。

また、海外取引に関連した脱税、消費税についての脱税、無申告の脱税事例なども見られました。

なお、平成18年度中に一審判決が言い渡された事件は160件で、すべての事件について有罪判決が出されました。平均の懲役月数は16.4か月、罰金額は約2,700万円となっています。執行猶予の付かない実刑判決は14人に出されました。実刑判決は昭和55年以降毎年言い渡されています。

● 査察調査の状況

年度	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額（うち告発分）	1件当たり脱税額（うち告発分）
17	217件	214件	150件	27,416百万円（22,960百万円）	128百万円（153百万円）
18	231件	221件	166件	30,398百万円（27,755百万円）	138百万円（167百万円）

（注1）各年度とも、4月から翌年3月までの計数です。

（注2）脱税額には、加算税を含みます。

● 査察事件の判決の状況

年度	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決人数	1件当たり 犯則税額 ③	1人当たり 懲役月数 ④	1人（社）当たり 罰金額 ⑤
17	156件	156件	100.0%	7人	100百万円	15.9月	25百万円
18	160件	160件	100.0%	14人	107百万円	16.4月	27百万円

（注1）年度の「17」は、17年1月から17年12月まで、「18」は、18年4月から19年3月までの計数です。

（注2）実刑判決人数と③～⑤は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

（注3）「犯則税額」とは、偽りその他不正の行為により免れた税額をいいます。

5 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成17年度は、税務署に申告された国税などの課税額（徴収決定済額）約51兆3,700億円に対し、年度内に納められた税金は約50兆9,900億円であり、その収納割合は99.3%でした。

国税は、納税者が自ら申告し、その税額を自ら納付書に書き入れて申告期限までに納付することになっています。したがって、誤って納期限を過ぎてしまうことがないように広報を行うほか、継続的に申告・納付を行う申告所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税が利用できることを案内しています。さらに、平成16年からは、e-Taxによって自宅やオフィスでの国税の納付が可能となり、平成20年1月からは、新たにコンビニエンスストアでの納付¹を開始するなど、納税者サービスの向上を図っています。

(2) 滞納圧縮への取組

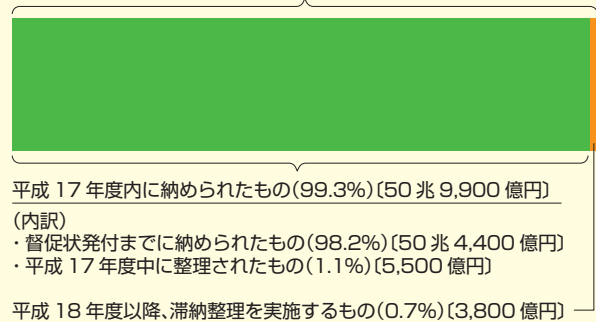
滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいい、平成17年度末時点の滞納税額は約1兆7,844億円となっています。

滞納を放置することは、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間に不公平をもたらし、申告納税制度が目指す自主申告・自主納付という原則を揺るがしかねないことから、納税者の個々の実情も踏まえた上で、厳正・的確な滞納整理を図っています。

国税が納期限までに納付されず、督促状による督促を行い、さらに、必要に応じて文書や電話などにより納付を促しても、なお納付されないときは、財産の差押えなどを行います。しかし、納税者が災害や病気、又は経済的事情による休廃業などにより、一時的に納付が困難な場合には、納税

● 国税の滞納整理状況

平成17年度
徴収決定済額(100%)(51兆3,700億円)



また、前回、納期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限内納付を呼び掛けたり、誤って期限を過ぎてしまった納税者などには、督促前に電話で連絡するなど、滞納の未然防止を図っています。

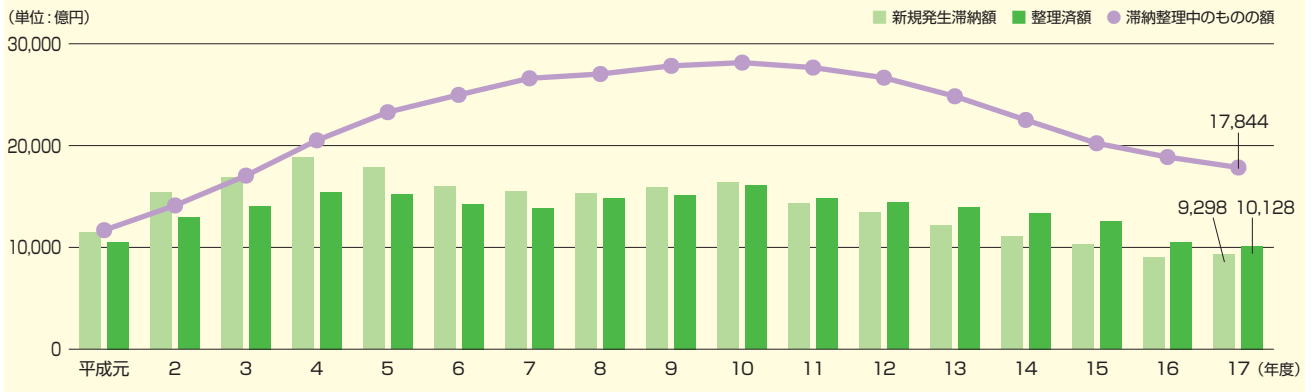
を緩和する措置として、分割での納付を認めるなど、納税者の実情に即した対応を行います。

国税庁は、組織を挙げて滞納発生の未然防止に取り組むとともに、滞納整理に当たっては、消費税滞納と大口・悪質滞納に対して優先的・重点的な取組を行い、また、新規に発生した滞納事案については、集中電話催告センター室を活用するなど、効率的に整理促進を図っています。その結果、年度末時点の滞納税額は、平成11年度以降7年連続減少しています。

また、滞納処分の執行を免れる目的で、財産を隠ぺいしたり処分するなどの特に悪質な滞納者については、捜査当局に対し、滞納処分免脱罪による告発を行っています。

¹ 国税の納付方法として、新たにコンビニエンスストアでの納付（納付の委託）が平成20年1月4日から可能となります。このコンビニエンスストアでの納付の対象となる国税は、金額が30万円以下であり、税務署から送付されたバーコード付きの納付書を使用する必要があるなど、一定の条件に該当したことになります。

● 租税滞納額などの推移



(3) 集中電話催告センター室

集中電話催告センター室では、コンピュータシステムにより自動的に電話をかけた滞納者に対し、職員が、端末機画面に表示された滞納者情報を参照しながら、納付の催告を行っています。平成17年7月から平成18年6月までの1年間の催告対象約55万者のうち、約37万5,000者(約68%)が完結などに至っており、滞納整理の効率化に役立っています。



集中電話催告センター室の様子

(4) 的確かつ効率的な債権債務の管理

納税申告や還付申告によって、国税の債権債務の管理業務が大量に発生します。この債権債務を、的確かつ効率的に管理するため、昭和41年からシステム化を図ってきましたが、平成13年に国税総合管理(KSK)システムが全国の税務署に導入され、その後は統一されたシステムで債権債務を管理しています。

また、税金の収納については、所得税を中心に年間約4,000万件の納付があり、その大半が金融機関の窓口や口座振替で納付されています。この大量に発生する収納を効率的に処理するため、日本銀行による納付書のOCR処理¹など、金融機関や日本銀行との連携によって合理化を図ると

もに、申告所得税と消費税について磁気テープ交換による口座振替、いわゆる振替納税²を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払いについても、各税務署から書面で振込処理を行っていましたが、平成13年に磁気テープによる振込処理のペーパーレス化・集中化を開始し、平成18年9月からは、オンライン化を開始するなど、効率的かつ迅速な処理を進めています。

国税債権債務の管理は、課税と徴収の要となるものです。今後とも、システムの高度活用により、迅速かつ的確な処理を行い、納税者に対する還付金の早期還付を図るなど、サービス向上を図っていきます。

¹ 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、これによりペーパーレス化を図ることができます。

² 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを記録した磁気テープを送付し、口座振替の処理を行って、送付した磁気テープにその結果を記録して返却してもらうという処理を行います。

6 税理士の役割

申告納税制度が円滑に機能する上で、税理士制度が重要な役割を果たしています。

税理士は、納税義務者を援助することなどをその職務とする、税務に関する職業的専門家であり、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」という公共的な使命を担うことが税理士法において規定されています。平成19年3月末で、全国で70,068人の税理士が登録を受け、また1,332の税理士法人が設立されています。

納税者にとって、税理士に申告書の作成を依頼したり、税理士の専門的な助言に基づいて申告を行ったりするなど、税理士が提供するサービスを利用することにより、納税義務を適正に実現することが可能であり、申告者数が大幅に増加するなどの状況の変化の中で、税理士の役割はますます重要になっています。

また、法人企業や個人事業者では、帳簿の作成や決算などの会計業務についても税理士に依頼したり、助言を受けるケースが多く、税理士は申告の基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

このような税理士となるためには一定の資格要件が必要であり、①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談の各業務は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならないこととされており、同時に、税理士に対しては種々の義務と責任が課されています。

国税庁は、各税理士会や日本税理士会連合会とも緊密な協力を行いながら、税理士の業務が適正に運営され、税理士制度に対する国民の信頼が確保されるよう図っています。

(1) 書面添付制度の推進

平成13年5月の税理士法改正（平成14年4月1日施行）により、税理士からの意見聴取制度が拡充され、新書面添付制度が導入されました。この制度は、税理士が申告書の作成に関して果たした具体的な役割を明確にすることができるとともに、国税庁としてもそれを尊重しようとするものです。具体的には、税理士が、申告書の作成に関し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができるようにするとともに、この書面が添付されている申告

書を提出した納税者について税務調査をしようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出や信頼される税理士制度の確立に結びつくものであり、ひいては税務行政の円滑化が図られますので、国税庁は、この制度を尊重し、推進することとしています。

(2) 電子申告などの利用促進

税務・会計分野のIT化が進む中、税理士においても、e-Taxやその他のITを活用しつつ、納税者に対して、より良く便利な税務・会計サービスを提供することについての期待が高まっており、日本税理士会連合会においては、平成18年3月に決定した国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」(平成19年3月改定)に基づき、自主的な目標を掲げて、税理士のe-Tax利用の推

進に取り組んでいます。

国税庁も、税理士によるe-Tax利用の普及拡大を重視しており、平成19年1月から、税理士が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告などを行う場合の納税者本人の電子署名の省略を可能とするとともに、各税理士会と協力して、電子申告などの説明会の開催や講師派遣を行っています。

(3) 税理士などに対する的確な指導監督

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、国税庁は、税理士に対する指導監督を行っており、これを円滑に実行するため、税理士会などとの間で協議会を設けています。このような場合も、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、

税理士の非行の未然防止を図るとともに、各種情報などの収集を行い、税理士法に基づく調査を的確に実施するなど、税理士法に違反する行為をしている税理士などに対しては厳正に対処しています。

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するために、税理士会の支部と会員の指導、連絡や監督を行うことを目的とする、税理士法に定められた団体で、現在、全国に15の税理士会があり、税理士と税理士法人は、その事務所の所在地を管轄する税理士会の会員になっています。

各税理士会では、①会員の資質の向上、業務の改善・進歩に資するための研修、②小・中・高校での租税教室への講師派遣を通じた社会貢献、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士会を会員とする、税理士法に定められた全国で一の団体であり、税理士会とその会員に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務を行っています。

日本税理士会連合会では、これらの事務に関して必要な事項について、税理士会とその会員に対して指示したり、税理士に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ <http://www.nichizeiren.or.jp> をご覧ください。

7 関係民間団体との協調

国税庁は、税に関する情報を直接納税者に提供するだけでなく、青色申告会や法人会などの関係民間団体のご協力をいただき、税に関する情報が各団体を通じて納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、誠実な納税者の団体として適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの普及活動や「税を考える週間」における各種行事の共同開催などの推進により、各団体間の連携・協調の強化を図っているところです。

青色申告会

青色申告会は、青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。現在、全国に約3,800の会があり、会員数は約103万人となっています。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や会員以外の方への青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、最寄りの各地区青色申告会までお問い合わせください。

法人会

法人会は、税知識の普及や、適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として結成された団体です。現在、財団法人全国法人会総連合と社団法人として483の法人会があり、会員数は約110万社となっています。各法人会では、税の講習会、研修会の開催や企業経営、社会の健全な発展に貢献するための運動など幅広い活動を行っています。詳しくは、財団法人全国法人会総連合のホームページ <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp> をご覧ください。

間税会

間税会は、間接税についての知識を習得し、申告納税制度における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与することを目的として結成された団体です。現在、全国に566団体があり、会員数は約10万1,000名となっています。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ <http://www.kanzeikai.jp> をご覧ください。

納税協会

納税協会は、税知識の普及や、適正な申告納税の推進と納税意識の向上を図ることを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。現在、財団法人納税協会連合会と社団法人として83の納税協会があり、会員数は個人・法人合わせて約28万人社となっています。各納税協会では、税知識の普及のための広報活動や各種説明会の開催など青色申告会と法人会の両団体と同様な活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ <http://www.nouzeikyokai.or.jp> をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、納税のための貯蓄を通じて期限内完納の継続を目指す人々が集まって組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、現在、約7万8,000組合があります。納税貯蓄組合では、振替納税や期限内完納の推進を図り、税法研修会の実施や中学生の「税についての作文」の募集など幅広い活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ <http://www.zennoren.jp> をご覧ください。

Ⅲ IT化時代の税務行政

ITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化、透明性の向上を図ります。

行政分野へのIT（情報通信技術）の活用と業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性、透明性の向上を図るため、平成15年7月に「電子政府構築計画」が決定され、政府全体として、国民の利便性・サービスの向上のための取組、ITを活用した業務改革を行うための取組を行ってきています。

また、これらの取組を踏まえつつ、平成18年1月に「世界一便利で効率的な電子政府」の実現を掲げる「IT新改革戦略」が策定され、さらに平成18年8月には「電子政府推進計画」が策定され、利用者視点に立ったオンライン利用促進、全体最適化を目指した業務・システムの最適化に取り組んでいくこととしています。

国税庁においても、これらに掲げられている施策を着実に実施しており、IT化時代に対応した税務行政の推進に取り組んでいます。

(1) 電子政府推進に向けた国税庁の対応

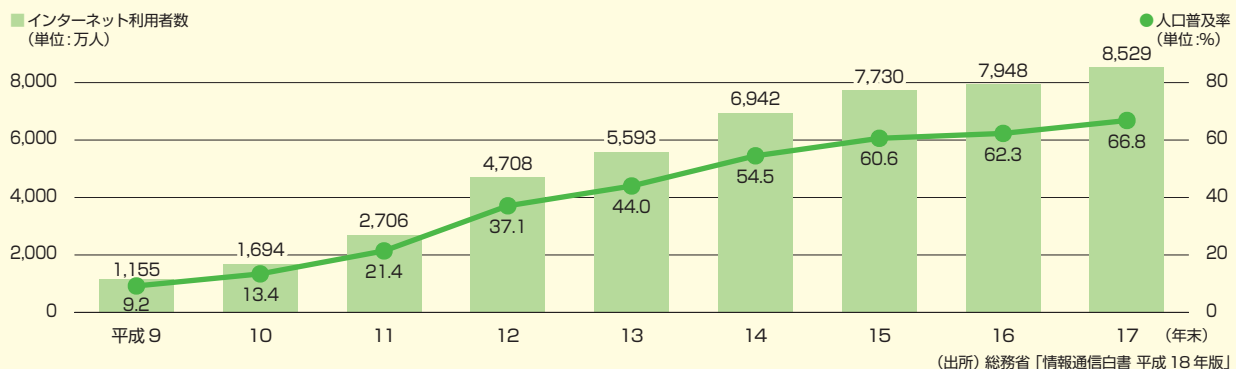
今後の情報ネットワーク社会の重要な基盤となるインターネットの利用人口は、平成17年末でおよそ8,529万人と推定され、年々利用人口が増加しています。

IT新改革戦略においては、「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」のために、ユビキタスなネットワーク社会の形成と、世界一便利で効率的な電子行政の実現を目指しています。国税庁では、インターネットを利用してオンラインで申告・納税を行えるようにし

たe-Taxを今後の税務手続の中心を担うシステムと位置づけ、その利便性の一層の向上と普及の推進を図っています。

また、納税者利便性の充実のためのITの活用とあわせ、ITの高度利用を前提とした事務の見直しを進めており、国税関係業務・システムの最適化により、システムの高度化、情報セキュリティの確保、事務のアウトソーシング化、システムなどの調達透明性を推進しています。

● インターネット利用者数と人口普及率の動向



行政手続などのオンライン化

国税庁では、「IT新改革戦略」で、国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を平成22年度までに50%以上とする目標が定められたことを受け、平成18年3月に決定した国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」（平成19年3月改定）に基づき、各年度の目標利用率達成に向けて、その普及について各種施策を推し進めています。

国税関係手続については、国税申告だけでなく各種の申請・届出についても、自宅やオフィスからオンラインで手続が行えるようになってきました。

また、国税還付金の振込事務については、これまで磁気テープや書面により日本銀行本支店代理店に振込依頼を行ってききましたが、国税庁、日本銀行、そして納税者の口座がある民間金融機関の間をオンライン化し、還付金の振込処理の迅速化を図りました。

(2) 業務・システムの最適化

国税庁においては、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、①業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化、②IT活用による納税者利便性の向上等、③IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化、④システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保、⑤システム関係経費の削減及び調達透明性の確保を図ることを基本理念として、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」（平成19年5月改定）を策定・公表し、国税関係業務・システムの最適化に取り組んでいるところです。

事務処理の簡素化・効率化の観点から、内部事務の一元化の実施に向けた試行や税務相談の電話相談センターへの集中化を実施するとともに、

納税者利便性の向上などの観点から、e-Taxソフトのダウンロードによる提供、税理士関与の場合の納税者本人の電子署名の省略などのe-Taxの機能・運用の改善やオンライン化による還付金振込処理の迅速化などを実施しました。さらに、経費削減などの観点から、国税総合管理（KSK）システムの一部オープンシステム化なども実施しています。

このような業務・システムの最適化を実施することにより、行政運営の簡素化、業務効率や納税者利便性の向上を図るとともに、適正かつ公平な課税の実現という国税庁の任務を的確に果たすため、税務調査や滞納整理の一層の充実を図り、納税者のコンプライアンス〈法令遵守〉の向上を目指しています。

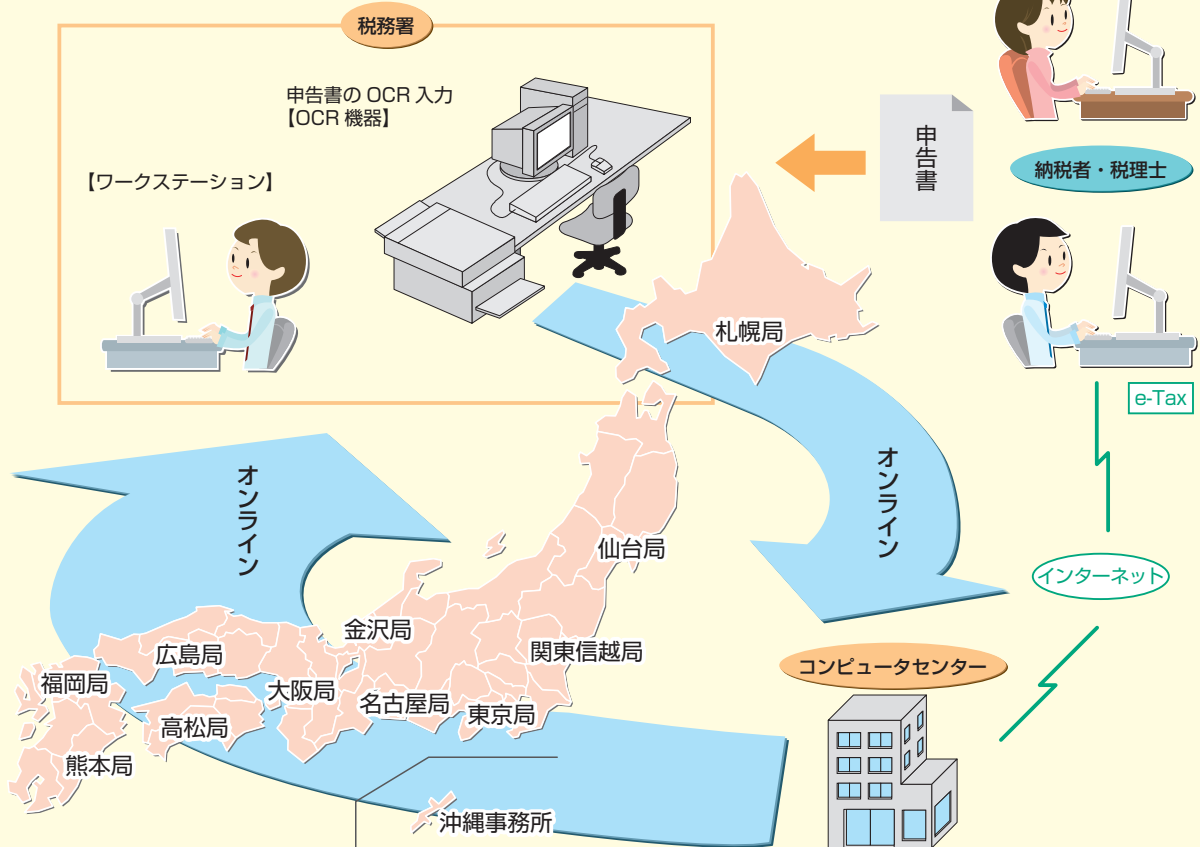
システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接にかかわっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的なリプレースを実施するなど、国税関係システムの安定的な運用を図っています。

また、国税関係システムは、大量の納税者情報を保有・蓄積することから、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。このため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするほか、情報セキュリティ訓令を定めてその徹底を図り、さらには、外部専門家によるセキュリティ監査を定期的実施し必要な対策を講ずるなど、セキュリティの確保に努めています。

● 国税総合管理 (KSK) システム

全国オンライン処理方式



国税総合管理 (KSK) システム

国税総合管理 (KSK) システムは、全国の国税局・沖縄国税事務所と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

平成2年から本格的な開発を開始し、平成7年以降、順次導入を進め、平成13年からは全国での運用を開始しています。

税務・会計業務のIT化への対応

企業においては、会計・財務データが電子的に作成される状況が広がりつつあり、e-Taxにおいては、標準化された仕様を採用することにより、法人税関係の申告書に添付される財務諸表についても、企業あるいは税理士事務所から電子的に受付できるようになっています。

また、納税者や税理士事務所が、市販の税務・会計ソフトウェアなどを利用しつつe-Taxに直接送信することを促進するため、e-Taxに対応するための仕様を、システムの変更などにあわせて積極的かつ迅速に公開しています。

IV 国際化時代の税務行政

各国の税務当局と協調を図るなど

国際化時代に対応した税務行政を推進しています。

経済社会のボーダーレス化の一層の進展により多国籍企業などによる国境を越えた多様な経済行動が生じ、これに伴い、一国の税制・税務行政の在り方が他国の税制・税務執行に大きな影響を与えるなど、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。各国の税務当局にとって、このような環境の変化に伴い発生する、国際的な租税回避や二重課税のリスクの排除などが大きな課題となっています。このため、国際取引について各国共通の課税ルールを整備し、各国税務当局間の協力や経験の共有を図ることが必要です。国税庁は、各国との間で相互信頼・協力を強めて、税務行政の国際化に積極的に対応するとともに、国際的租税回避や移転価格の問題などに的確に対応するべく、体制の充実・強化を図っています。

1 共通の課税ルールの整備や執行上の問題の議論

OECD租税委員会¹などの場で国際取引に関する税務上の課題に関する議論などに積極的に参加するとともに、経済関係が緊密な国、地域の税務当局と協議を行うなど、多国間・二国間の協力を強化しています。

(1) 共通の課税ルールの整備

① 移転価格課税の見直し

各国の移転価格課税²のモデルとなるOECDガイドラインについては、平成7年の改訂公表から10年以上経過しています。その後の多国籍企業の活動状況の変化や、各国の実務の進展、経験の蓄積を踏まえ、OECDガイドラインのさらなる充

実・見直しが必要となってきています。例えば、近年の無形資産が絡んだ取引の増加を背景として、伝統的な比較法の適用が困難なケースが増え、利益法³の実務上の重要性が高まっています。

② 事業再編から生ずる課税上の問題の検討

多国籍企業の事業再編に伴い、仕入販売子会社がコミッション⁴に変換されたり、製造子会社が受託生産子会社に変換されたりする例が見られます。こうした事業再編に伴い、商標やブランド、製造ノウハウといった重要な無形資産が、グループ内の海外の関連会社へ譲渡される場合、その対価

について移転価格の問題が生じます。さらに、事業再編後の子会社が海外の親会社の代理人として取り扱われるケースも考えられます。OECD租税委員会では、こうした新しい問題についてもガイドランスの公表を目指して議論が行われています。

1 OECD租税委員会は、OECD加盟国が、モデル租税条約、移転価格ガイドラインなど国際的に共通の課税ルールを整備する協議の場であり、また、各国税務当局の有する知見や経験の共有化を図る場となっています。OECD租税委員会の下では、検討部会が組織され、意見交換が行われています。

2 「移転価格課税」とは、国外の関連企業（国外関連者）との取引を通じた海外への所得移転に対処し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入された制度で、現在、主要先進国をはじめ40か国以上で導入されています。本税制の基本的仕組みは、法人と国外関連者との取引価格が第三者間の取引価格（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算するというものです。

3 「利益法」とは、移転価格の算定方法の一つであり、取引当事者双方の合算利益を両当事者の貢献割合に応じて配分する「利益分割法」や比較対象取引に係る営業利益率を用いる「取引単位営業利益法（TNMM）」があります。

4 「コミッション」とは、商法にいう問屋（といや）のことであり、法的には売買の当事者として権利義務の主体となりますが、経済的にはこれを委託者たる他人の負担に帰せしめ、手数料を受けるにすぎません。

③外国法人の支店などへの課税ルールを検討

外国法人の支店など（恒久的施設）と子会社とは、法的性格が異なるものの、経済的実態に着目して両者の課税上の取扱いを同じにすることが望ましいとの考え方が強まっています。OECD租税委員会では、恒久的施設に対する課税ルールの見

直し作業を進めてきており、支店に対する移転価格アプローチの適用などについて最終的な検討を行っています。また、今後、モデル租税条約やコメントリー（解釈基準）の改訂を予定しています。

④有害税制の除去と公平な競争条件の実現

金融サービスなどの「足の速い」経済活動を外国から誘致するために税制上の優遇措置を設ける国や地域があります。このような結果、「足の速い」経済活動に対する課税が困難となり、世界的な規模で課税ベースが浸食されることになり、他方で、「足の遅い」労働や消費に対する税負担が相対的に重くなるおそれがあります。OECD租

税委員会では、こうした有害な税の競争に関する報告書を平成10年に発表し、その後もフォローアップを行っています。近年は、「有害性」を減殺するべく、「透明性」と「実効的な情報交換」を強化するため、タックスヘイブン¹（租税回避地）や重要な金融センターを有する国・地域も包摂した取組を行っています。

(2) 税務行政に関する他国の税務当局との経験の共有

経済のグローバル化とIT化といった税務行政を取り巻く環境変化への対応は、税制の違いを越えて各国税務当局の共通の課題となっています。そこで、各国の税務当局は、コンプライアンス〈法令遵守〉の向上や納税者サービスの改善などの各国共通の問題に関して協力や経験の共有を図っています。

OECD租税委員会は、国際的に共通な課税ルールを整備する上で中心的な役割を果たしてきており、近年は、加盟国に主要な非加盟国・地域を加えた税務長官クラスの会合であるOECD税務長官会合（FTA）において、共通の課題について検討を進めています。

また、少人数のトップレベルの意見交換の場として、日本、米国、カナダ、オーストラリア、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国、インドの10か国で構成する税務長官会合（リーズキャッスルグループ税務長官会合²）では、濫用的なタックスプランニングへの対応などについて議論を行っており、アジア地域における13か国・地域の税務当局が構成するアジア税務長官会合（SGATAR）では、域内の協力に資する会合を持っています。

さらに、歴史的・経済的なつながりが深い中国と韓国の税務当局とは、毎年、長官同士の会議を開催して協調を図っています。

開発途上国に対する技術協力

国税庁は、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。国際協力機構（JICA）の協力の下、国際税務行政セミナー（ISTAX）に加えて、最近では国別プロジェクトを実施し、特に調査・徴収、組織管理、納税者サービス、国際課税などの分野について、ASEAN諸国などへの専門家派遣や、外国税務当局の職員を招いての国内研修を行っています。また、OECDやアジア開発銀行（ADB）などが行うセミナーなどの技術協力活動にも積極的に貢献しています。このような技術協力により、我が国の税務行政に関する経験やノウハウが開発途上国の税務行政の改善に活かされ、さらには、地域全体の税務行政の向上や協力関係の強化にも資すると考えています。

1 「タックスヘイブン」（租税回避地）とは、法人の所得に対する税負担がゼロあるいは極端に低い国又は地域をいいます。

2 この会合の準備会合が、平成18年に英国のリーズキャッスルで開かれたため、この名前となっています。

2 相互協議と情報交換など

国税庁では、租税条約に基づく相互協議¹の制度を活用して国際的な二重課税の防止などの課税問題の円滑な処理を図っています。また、国際取引に係る悪質な租税回避を防止するという観点から、租税条約を積極的に活用し、各国税務当局との情報交換などの充実を図っています。

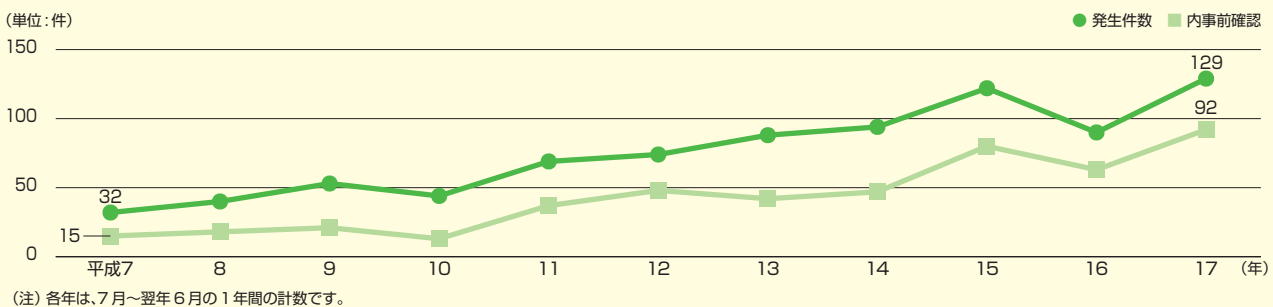
(1) 相互協議の増加 一事前確認利用の拡大

相互協議事案の発生件数は近年増加傾向にあり、その9割以上が移転価格に関するものです。また、移転価格事案のうち、最近では、納税者の予測可能性を確保し、二重課税の未然防止を目的とした事前確認²に係る事案が増加しています。平成17年7月から平成18年6月までの1年間に129件の相互協議事案が発生し、うち移転価格に関するものは119件、さらに移転価格に関する事前確認に係るものは92件でした。これを10年前と比較しますと、相互協議件数で約4倍、事前確

認に係る相互協議件数で約6倍になっています。

相互協議件数にあわせて相互協議相手国数も増加してきており、10年前には11か国であったところ、平成18年6月末では23か国に増加しています。同様に、相互協議を伴う事前確認については、昨今は、アジア諸国などこれまで事前確認の経験のなかった国との間でも増加してきています。国税庁では、これら相互協議事案の適切で迅速な解決に向け、各国税務当局間の協力関係を一層深め、より効率的に協議を進めるようにしています。

● 相互協議事案発生件数の推移



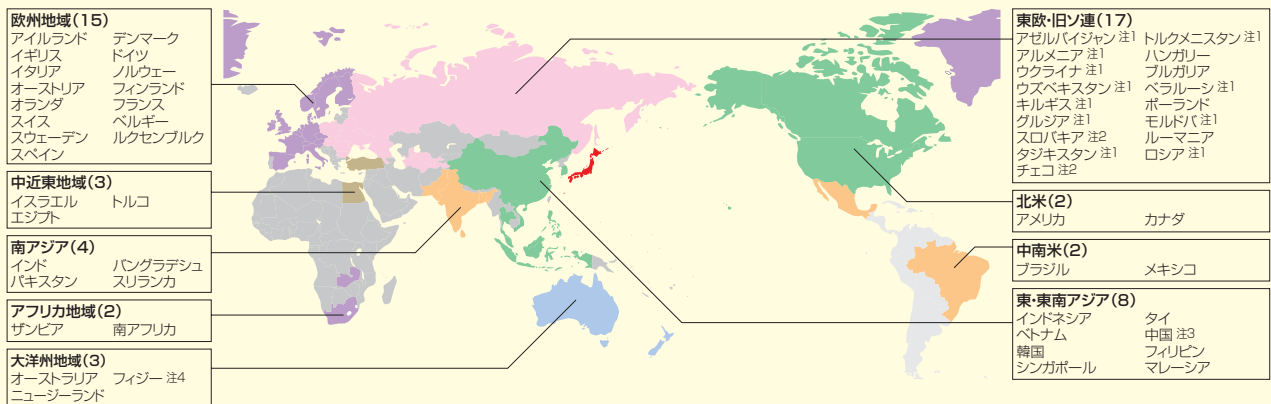
相互協議を巡る国際的な議論の動向

相互協議を含む国際的な税に関する紛争解決については、OECD租税委員会において、相互協議手続の実効性の向上や、補完的紛争解決手段に係る問題につき、検討が進められてきました。これは、相互協議について、事案によっては時間がかかり過ぎるのではないかと、二重課税が完全には解消しないのではないかなどの指摘がなされてきたことを踏まえ、効果的な問題解決のためのベスト・プラクティスや仲裁手続などについて検討を行ってきたものです。詳細は、「国際的な税の紛争解決の改善」、「実効的な相互協議マニュアル」として国税庁ホームページで公表しています。

1 「相互協議」とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続です。我が国が締結している45の租税条約（適用対象国56か国）すべてに、相互協議に関する規定が置かれています。

2 「移転価格税制に関する事前確認 (APA: Advance Pricing Arrangement)」は、移転価格課税に関する納税者の予測可能性を確保するため、納税者の申出に基づき、その申出の対象となった国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法やその具体的内容などについて、税務署長などが事前に確認を行うことをいい、昭和62年(1987年)に我が国が世界に先駆けて導入した施策です。その後、米国(1991年)に続き、カナダ(1994年)、オーストラリア(1995年)、韓国(1996年)、中国(1998年)に導入され、現在では30か国以上で導入されています。

● 我が国の租税条約ネットワーク (45条約、56か国適用／平成19年5月現在)



(注1) 旧ソ連との条約が承継されています。(注2) 旧チェコスロバキアとの条約が承継されています。(注3) 香港、マカオには適用されません。(注4) フィジーにはイギリスとの旧条約が承継されています。

(2) 租税条約に基づく情報交換

国際取引においては、二重課税リスクも問題ですが、どこの国からも課税を受けない課税の空白も問題です。各国税務当局はそれぞれ国際課税に対する取組を強化してさまざまな租税回避スキームに対応していますが、適正・公平な課税を実現するためには国外の情報を適切に収集することが不可欠です。このような観点から、各国とも租税条約に基づく情報交換の拡充に力を入れています。

我が国においても、平成15年度、平成18年度

の税制改正により、犯則調査を含めた情報交換の法令が整備されました。また、平成17年7月には国税庁国際業務課に情報交換専担チームを新設し、相手国からの要請に迅速に対応しつつ、我が国からも積極的に協力要請を行っていく体制が整いつつあります。情報交換を実際に推進していくには、当局間の緊密な協力が重要ですが、国税庁は、OECD租税委員会の情報交換担当者会合に参加するほか、開発途上国への技術協力も積極的に行っています。

(3) 各国税務当局との連携と情報収集・リサーチ

国税庁では、国外の情報を適切に収集し、また各国税務当局との連携強化を図るため、昭和60年から、米国をはじめ、我が国と経済的つながりの大きい国・地域へ職員を長期間出張させています。平成19年3月末で、長期出張者は、12か国(17

地域)に派遣され、派遣先国の税制・税務行政などに関する情報の収集を行うとともに、相手国の税務当局との連携が必要となる事項につき、重要なパイプ役としての役割も果たしています。

3 国際的租税回避などへの対応

国際取引を利用した脱税や租税回避に対しては、税務調査を通じて、事実関係を的確に把握した上、適正な課税を行うこととしています。このため、国際税務専門官の増員やプロジェクトチームの設置など、調査体制の充実を図るとともに、租税条約に基づく情報交換の活用や海外への資金の流れの把握など、あらゆる機会を通じて課税上有効な資料情報の収集を図っています。また、海外に所在する関連企業との取引価格を通じた移転価格の問題についても、税務調査を通じて適切に対応しています。

(1) 国際的租税回避スキームへの対応

個人や企業の国境を越えた事業活動の活発化に伴い、各国の税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避が問題となっています。国際的租税回避には、金融や法律・税の専門家などが関与し、匿名組合契約、パートナーシップ、LLC (Limited Liability Company) といったさまざまな事業体や新たな金融手法を駆使した複雑なスキームが用いられています。

このような租税回避スキームに対しては、適正・公平な課税を実現するという観点から、あらゆる機会を通じてその取引の把握と実態解明に取り組み、課税上問題があると認められる場合には、綿密な税務調査を行い、租税回避スキームによって回避された税金が最終的に善良な納税者の負担となることのないよう、厳正に対処することとしています。

(2) 移転価格問題への対応

企業活動の国際化によって、移転価格の問題が国際課税の分野において重要になってきました。例えば、我が国の親会社が海外の子会社に製品を輸出する際、その価格を低く設定することにより所得の海外移転を生じさせるなどの事例です。こうした問題に対処するため移転価格税制が整備されています。

国際化の進展により企業が世界各国で事業を行うようになってきたことに伴い、移転価格税制の対象となる取引が増加するとともに、内容的にも複雑・高度化しており、特に、無形資産を伴う取引の重要性が増してきています。国税庁としては、こうした経済情勢などの変化に的確に対応し、我が国の課税所得の国外への流出を防止するため、移転価格税制の的確な執行を通じ、適正な国際課税の実現を図っています。

また、移転価格課税に関する透明性、予測可能性を確保するため、運用の明確化と事前確認の処理体制の充実を図っています。

運用の明確化については、ほぼ毎年のように移転価格税制に関する法令解釈通達や事務運営指

このため、国際税務専門官を増員するとともに、主要な国税局に国際調査課などを設置するなど、調査体制の充実・強化に取り組んできました。最近では、国際的な課税問題のすそ野が大企業や多数の海外子会社を有する法人のみならず、個人富裕層にも広がってきており、主要な国税局に「国際化対応プロジェクトチーム」を設置し、租税回避スキームの把握・実態解明、海外金融資産の保有などに関する情報の把握にも取り組んでいます。

また、職員の研修機関である税務大学校において、国際租税法や租税条約、デリバティブ(金融派生商品)、語学などの研修を実施しています。

さらに、現行法令の下では対応困難な租税回避スキームについては、担当部局に対して制度の整備を求めることとしています。

針を整備・改正し、その公表を通じて、適用基準や執行方針の明確化を図ってきていますが、さらに、これまでの課税実績などを参考に一定の前提条件の下での取扱いを取りまとめた「移転価格参考事例集」を事務運営指針の別冊として作成し、公表することとしました。

事前確認については、近年の国際取引の増加を反映し、申出件数が増加してきていますので、各国税局に事前相談(事前確認の申出の前に国税当局が申出する納税者から受ける相談)の窓口を設け、事前確認への対応をしています。また、事前確認や事前相談の手続の概要をホームページに掲載するなど事前相談の利用環境整備を図っています。さらに、事前確認審査担当者を増員するなどの執行体制の整備や事務の効率化、相互協議相手国との緊密な連携の推進により、処理の促進を図っています。

なお、平成19年4月から、移転価格税制の特質にかんがみ、二国間の協議で合意が得られるまでの間、二重課税に伴う負担を軽減するため、納税を猶予する制度が導入されました。

V 権利救済

「異議申立て」「審査請求」「訴訟」

納税者の正当な権利・利益を救済するための制度です。

税務調査により更正処分などを受けた場合に、税務署長などと納税者との見解が対立し、納税者がその処分に不服があるときは、直接、裁判所に訴訟を提起する前に、行政部内でこれを再審理する制度（不服申立制度）があります。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易にかつ迅速に救済するための手続であり、異議申立てと審査請求とがあります。

処分に対して不服がある納税者は、まず異議申立てを税務署長などに行うことを原則としています。一方、審査請求は、第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して行うものです。

さらに、国税不服審判所長の裁決を経た後の処分などに納税者が不服があるときなどは、一般の行政事件の場合と同様、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

(1) 異議申立て

異議申立ては、税務署長などが更正・決定や差押えなどの処分をした場合に、その処分に不服がある納税者が、行政庁である税務署長などに対して、その処分の取消しや変更を求める手続であり、国税に関する処分の行政争訟の第一段階です。

近年、経済取引の広域化、国際化などにより異議申立事案が複雑化しており、内容としては事実関係の把握や法令の解釈・適用に困難を伴うものが増加しています。このような状況に対応するため、国税庁は各国税局に審理課・審理官を設置

し、また各種研修を通じて、調査・徴収能力に加え審理にも精通した職員を養成するなど、納税者からの異議申立てを適正かつ迅速に処理できる体制づくりを図っています。

国税庁は、このような異議申立てに係る事務を的確に行うとともに、調査・徴収段階において、全国各地の納税者に対して適正かつ公平な課税・徴収の実現が図られるよう、税法の正確な解釈に基づく全国均一的な執行に取り組んでいます。

(2) 審査請求

上記の異議申立てに対する税務署長などの決定になお不服がある納税者は、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。

国税不服審判所は、国税局や税務署から独立した第三者的な立場で納税者の正当な権利や利益を救済する機関です。そこでは、専門的な知識と豊富な経験を持った国税審判官、国税副審判官、国税審査官が、公正な立場で調査、審理に当たっています。

なお、国税不服審判所長、東京と大阪の各支部の首席国税審判官などには、裁判官や検察官の職にあった者が任用されています。

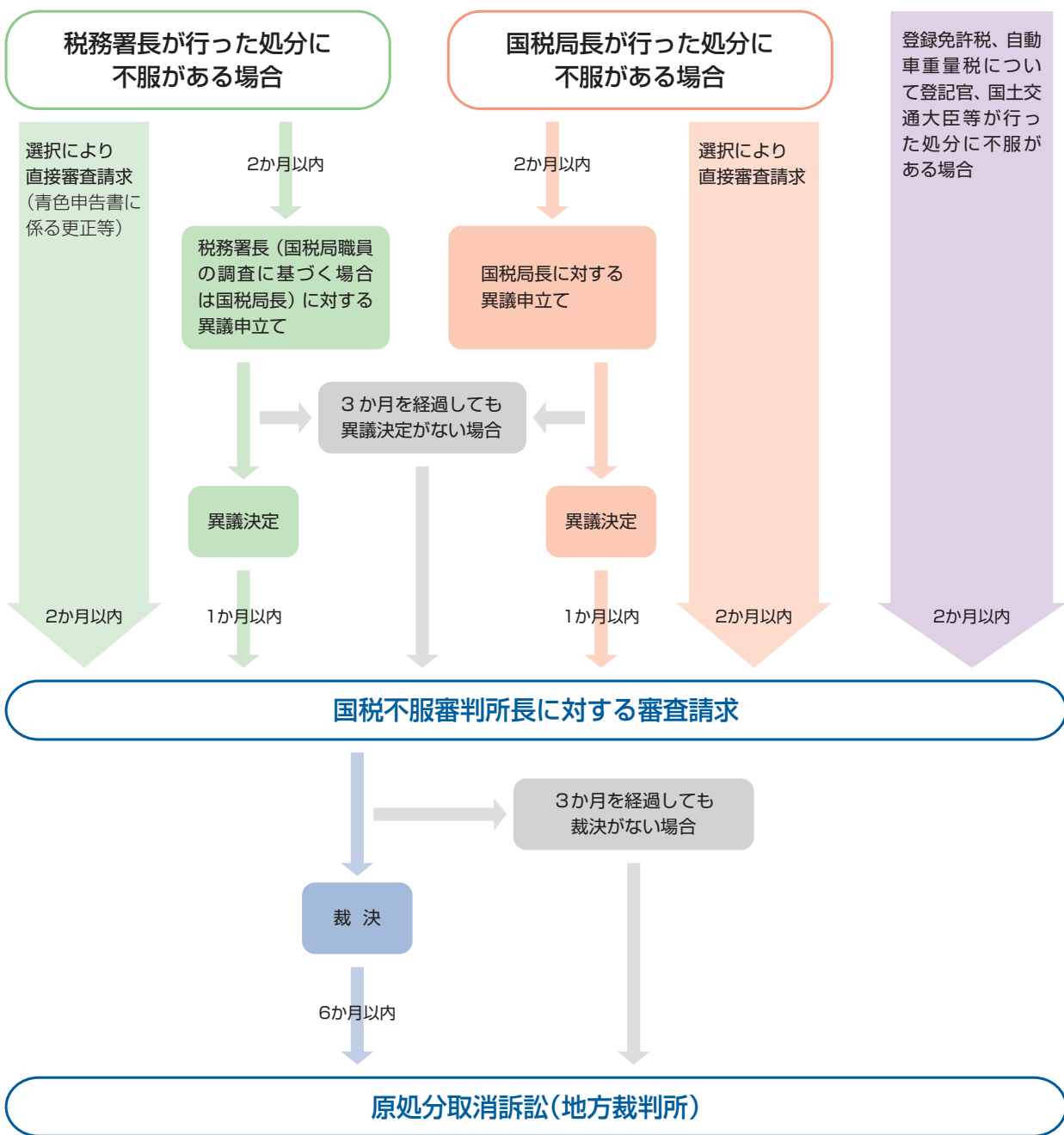
国税不服審判所は、審査請求人や税務署などと早期に接触し、双方の主張を十分把握した上で、当事者双方の主張を整理した争点整理表を作成するなどして早期に争点を明確化します。その上で、争点について、双方の意見や主張を十分に聞

き、必要に応じて自ら調査を行って、納税者の正当な権利や利益を適正かつ迅速に救済することとしています。

なお、国税不服審判所長の裁決は、税務署長な

どの行った処分よりも納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内での最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があっても訴訟を起こすことはできません。

国税に関する不服申立制度の概要



(3) 訴訟

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときなどは、裁判所に対して訴訟

を提起して司法による救済を求めることができます。

(4) 権利救済の状況

異議申立てについては、原則3か月以内にその処理を終えるよう図っています。平成18年度における異議申立処理件数は4,027件（課税関係3,414件、徴収関係613件）で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納税者の主張の全部又は一部が認められた割合は約10.2%です。

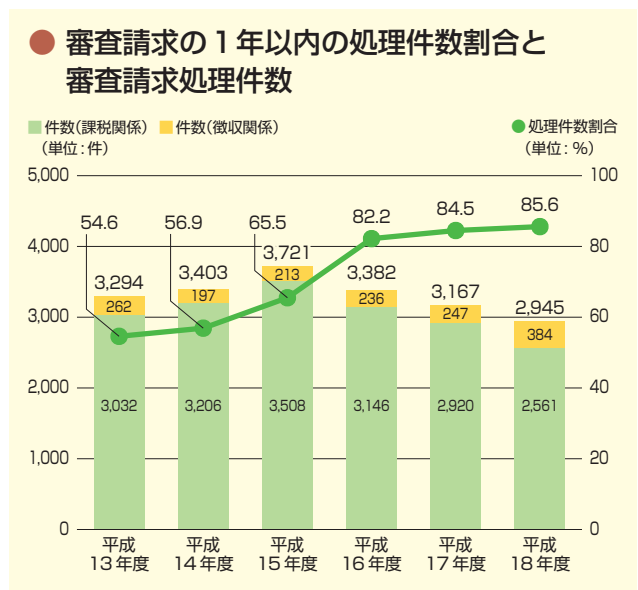
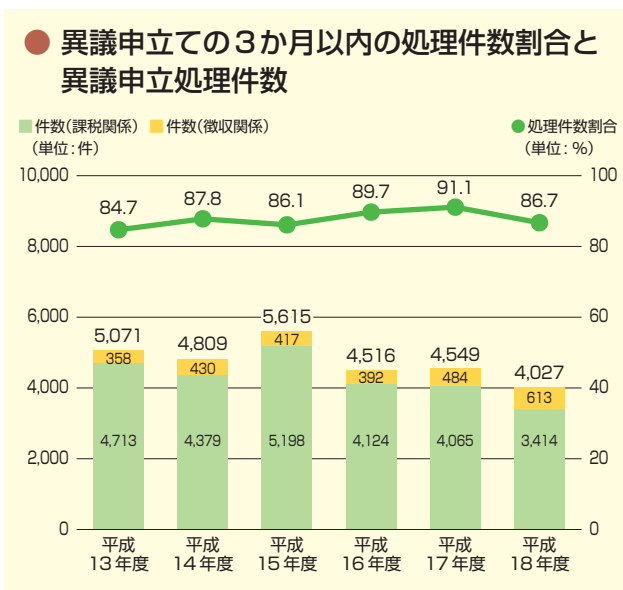
審査請求については、原則1年以内にその処理を終えるよう図っています。平成18年度における審査請求処理件数は2,945件（課税関係2,561件、徴収関係384件）で、このうち請求の全部又は一部が認められた割合は約12.3%です。

訴訟については、平成18年度における終結件数は447件（課税関係371件、徴収関係75件、審判所関係1件）であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は約17.9%となっています。

なお、国税庁や国税不服審判所は、権利救済制度に関する納税者からの理解を得るため、裁決事例などの情報を、ホームページを通じて提供しています。

詳しくは、国税不服審判所ホームページ <http://www.kfs.go.jp> をご覧ください。

(注) 計数は、平成19年5月末の速報値です。



参考 納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不満や注文、批判、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者のさまざまな苦情などに正面から対応することが、納税者の理解と信頼を得るためには不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応を図っています。また、平成13年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

VI 酒類行政の取組

国税庁は、酒類業の健全な発達を目指して施策を展開しています。

酒税は、明治政府設立以降、地租とともに大きな財源となり、一時地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありましたが、その後、所得税・法人税などの直接税のウエイトが高まり、平成17年度においては、租税収入などの合計に占める割合は3.2% (1兆5,853億円) となっています。しかし、景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも我が国の税体系において重要な役割を果たしています。

酒類業界は、2,833の製造業者と15万8,863の販売業者 (平成18年3月末) からなり、その95%超が中小企業により構成されています。

酒類業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化、さらには規制緩和の進展などに伴い、大きく変化しています。

国税庁では、こうした社会経済情勢の変化に対応して、酒類産業全体を展望した総合的な視点から、酒類業の健全な発達のためのさまざまな取組を行っています。

(1) 酒類業の体質改善のための取組

酒類業の体質改善を図るためには、「量から質への転換」、「消費者の視点」を踏まえた対応などが必要であり、消費者の視点に立ち、良質で安全な酒類を生産し、適切な品質管理の下、消費者に適切な情報とともに提供できるよう、酒類の製造から販売までの各段階の課題に業界と行政が連携して取り組んでいくことが重要です。

このため、消費者の意見に積極的に耳を傾け、酒類業界に情報提供するとともに、小売段階における酒類の表示と品質・安全性のチェックを行っています。

平成17年10月には、適切な商品情報の提供や清酒の地域ブランド確立に向けた業界の取組を支援するため、ぶどう酒と蒸留酒を対象としてい

た「地理的表示に関する表示基準」に、清酒の地理的表示を保護する規定を追加し、同年12月に「白山」を清酒としては初めて産地指定しました。

また、海外の日本食に対する関心の高まりなどに伴い、日本文化としての我が国の酒類への評価が高まっていますので、酒類業者に対して輸出に必要な手続の情報を提供するなど、輸出環境の整備について支援を行っています。

このほか、酒類業者に対して、自らの経営上の問題点の認識を促す取組や、経営指導の専門家による研修会の実施、経営上の成功事例、中小企業施策に関する情報提供、経営革新計画の取組などに対して支援を行っています。

(2) 公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発展のためには、公正な取引環境の整備が重要です。そこで、平成18年8月に、従来の指針を見直し、「酒類に関する公正な取引のための指針」を定めて、その周知・啓発を通じて、公正な取引に向けた酒類業者の自主的な取組

を推進しています。「指針」には、「合理的な価格の設定」、「取引先等の公正な取扱い」、「公正な取引条件の設定」、「透明かつ合理的なりべート類」について、すべての酒類業者が自主的に尊重すべき公正な取引の在り方が示されています。こうし

た中、酒類業界でも、自主的にコストオン方式による合理的な価格設定、取引条件に係る自社基準の策定などの公正な取引を推進するための取組を行っています。

また、国税庁では、酒類の取引状況を調査し、必要に応じて公正取引委員会とも連携して改善指導を行っています。

(3) 独立行政法人酒類総合研究所との連携

各国税局の鑑定官室では、酒造メーカーへの技術指導や市販酒類調査を通じて、国内で流通している酒類の品質の向上と安全性の確保を図っています。また、酒類の品質の向上と安全性の確保

のために必要な新しい醸造技術や分析手法に関する研究・開発など高度な技術的問題については、独立行政法人酒類総合研究所と情報交換し、連携して対応しています。

独立行政法人酒類総合研究所

酒類総合研究所は、明治37年に大蔵省醸造試験所として東京・滝野川に設置され、平成13年4月に国税庁醸造研究所から独立行政法人に移行し、さらに、平成18年4月には、民間・大学などとの人事交流などの連携を促進する観点から、非公務員型の独立行政法人となりました。酒類にかかわる我が国唯一の総合的研究機関として、酒税の適正かつ公平な課税の実現のための高度な分析・鑑定とともに、酒類に関する研究・調査や中小酒造メーカー向けの講習、消費者向けの教養講座なども行っています。詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ <http://www.nrib.go.jp> をご覧ください。

(4) 社会的な要請への対応

未成年者の飲酒防止などの社会的な要請に応えるため、平成15年4月の「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」などの改正により導入された酒類販売管理者の選任義務、酒類販売管理研修の受講、酒類の陳列場所における表示義務の遵守について、その徹底を図りました。また、酒類の陳列場所における表示の基準について、より説得力、実効性のある表示とし、未成年者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、平成17年9月に、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を、「20歳以上の年齢であることを確認

できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正しました。

また、飲酒運転の問題をはじめとする社会的要請への対応については、酒類業界だけではなく、家庭、学校、地域社会、行政それぞれの取組が重要であり、関係省庁、酒類業者などとの連携・協調を図りつつ取り組んでいます。

このほか、平成17年5月の世界保健総会¹の決議を受け、国税庁では、酒類の不適切な摂取による健康や社会に与える影響の低減のための取組について、関係省庁や業界と検討しています。

(5) 免許申請などの適正な処理

平成18年8月31日をもって「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」に基づく緊急調整地域の指定が失効しました。これに伴い、多数の酒類小売業免許の申請が行われており、免許の審査に当たっては、適正かつ早期の処理を図っ

ています。

また、新規免許者については、酒類販売管理者の選任や酒類販売管理研修の受講など、免許業者としての義務について適正に指導しています。

¹ 「世界保健総会」とは、WHO（世界保健機関）の最高意思決定機関をいいます。

酒類に関する公正な取引のための指針（平成18年8月31日制定）

目的：
酒税の確保及び
酒類の取引の安定化
(酒類業組合法1条)

指針に則した取引の実行
↓
経営健全性と消費者利益の向上

酒類業の健全な発達

はじめに

- ① 近年の酒類市場
→ ・経営環境の変化（人口減少社会の到来など）
⇒ 酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大困難
・酒類小売業の多様化（コンビニ、スーパー、ドラッグストアなど）
⇒ 事業者間で取扱数量や取引価格に格差
- ② 酒類業の健全な発達に向けた課題
→ 「量から質への転換」、「消費者の視点」、「販売管理」、「公正取引の確保」
- ③ 酒類業組合法第84条〈酒税保全のための勧告又は命令〉の適用の可能性を踏まえつつ、「酒類に関する公正な取引の在り方」、「公正取引委員会との連携方法等」を提示
→ 公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進

第1 酒類に関する公正な取引の在り方

(酒税保全の観点から酒類取引の在り方を提示)

1 合理的な価格の設定

- ① 価格は「仕入価格+販管費+利潤」となる設定が合理的
また、酒類の特殊性から妥当なものであるべき。
- ② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な慣行であり改善していくべき。
- ③ 的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うべき。

2 取引先等の公正な取扱い

合理的な理由がなく取引先又は販売地域によって取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める一因

3 公正な取引条件の設定

スーパー等大きな販売力を持つ者が、自己都合返品、プライベート・ブランド商品の受領拒否、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィーの負担等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求拒否を理由として不利益な取扱いをする場合は、納入業者の経営を悪化させ、製造業者の代金回収に影響し、酒税保全上の問題発生のおそれ。

4 透明かつ合理的なリベート類

透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していくべき。

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

(国税庁の対応)

1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

- ① 市場への影響の大きな業者に対し重点的に調査を実施
- ② 改善指導を行った業者についてはフォローアップ調査を実施
- ③ 問題取引とその指導実績は可能な限り具体的に公表し、他の業者において同様の取引が行われないよう啓発

2 酒税保全措置

- ① 酒類業組合法第84条第1項に規定する過当競争の有無は、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」を参考に判定
- ② 酒税保全措置が必要な事態があるときは、事態解消に必要な最小限の措置

3 独占禁止法違反等への対応

国税局長は、酒類業者の取引に関し独占禁止法に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告

4 公正取引委員会との連携等

- ① 国税庁は公正取引委員会と流通上の諸問題について協議
- ② 国税局に市場問題の情報を一元的に管理する担当者を配置

VII 将来に向けた取組

〈税務行政を取り巻く環境の変化〉

現在、我が国は、かつてない速さで少子高齢化が進んでいます。貯蓄率が著しく低下するとともに、労働力人口の減少が見込まれるなど、いわゆる「右肩上がり経済」が終焉を迎え、このような動きを背景に、さらなる行財政改革の要請が強まっています。また、このような社会を支えるための税制の見直しも進行しています。さらに、働き方や家族のかたちの多様化など、企業や家族のあり様が大きく変化する中、経済活動については、IT化が著しく進展し、アジア諸国の経済発展や経済のグローバル化により、個人や企業の国境を越えた活動が広がりを見せ、会計基準の国際的相互浸透も進んでいます。

経済社会のこのような動きを背景に、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。消費税の事業者免税点の引下げや年金課税の見直しなどもあり、確定申告書の提出件数が著しく増加し、それら进行处理するための税務署の事務が増加しています。また、経済社会のIT化・グローバル化が著しく進展し、租税回避の手口がますます巧妙になってきているため、税務調査や徴収の事案は従来に増して複雑かつ困難なものになってきています。このように税務行政を取り巻く環境は、質量ともに厳しさが増してきています。

〈環境の変化に向けた国税庁の対応〉

このような状況の中で、引き続き国民の負託に応えていくためには、人的資源・物的資源を効果的・効率的に配分しながら、メリハリのある税務行政を進めていく必要があります。これにより、十分な調査・徴収事務量を確保し、納税者のコンプライアンス〈法令遵守〉の維持・向上を図っていくとともに、納税者サービスにも配慮していくことが肝要です。

このため、納税者が自ら税額を計算して申告・納税するという申告納税制度の趣旨に沿って、納税者サービスの再構築を行う必要があります。その上で、税務当局においては、税務署の内部事務について、システムやそれに関連する業務の見直し、職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化を図り、事務の合理化・効率化を積極的に進めていくこととしています。また、調査・徴収事務についても、納税者のコンプライアンス〈法令遵守〉の維持・向上の観点から、ITの積極的な活用によるシステムの高度化や調査・徴収事務の在り方そのもの見直しを行い、さらなる充実を図っていくこととしています。

〈具体的施策〉

(1) 納税環境の整備

納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、納税者サービスの充実を図っています。

具体的には、国税庁ホームページの掲載情報の充実などによる納税者の必要とする税務情報の提供、e-Taxの普及や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の充実など、ITを活用した申告・納税の推進、さらには、コンビニエンス

ストアでの納付の導入などにより、申告・納税の手段の多様化を図っています。また、現在、税務相談室や税務署がそれぞれ個別に対応している電話相談について、回答までの待ち時間の短縮など、納税者利便性のさらなる向上を図るため、今後も電話相談センターを各国税局に段階的に設置し、集中的に受理する取組を進めていきます。

(2) 内部事務の基本的見直し

税務署における内部事務については、国税庁の事務が納税者の権利・義務に直接影響を及ぼすものであることに十分な配慮をしながら、IT化に対応した事務の見直しを図っていくこととしています。

具体的には、納税者の申告から納税までの一連の事務、納税者の異動に伴う事務、税務署の窓口対応事務などの現在税務署内の複数の部署で

別々に処理している内部事務について、その相当部分を一つの部署で一体的に処理し、ITシステムを活用しながら、事務の効率化を図ることとしています（内部事務の一元化）。また、他の事務とは独立し、一時に大量に発生する事務の集中化や職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシングの推進にも取り組んでいくこととしています。

(3) 調査・徴収事務の基本的見直し

経済社会の国際化・高度情報化が進展する中で、適正・公平な課税を確保するため、国際的租税回避スキームや電子商取引など先端分野への対応、広域的に事業展開する企業グループへの対応を充実させるとともに、国税組織全体を通じた調査・徴収事務の基本的な見直しを行っています。また、納税者に関する各種情報の相互活用など、

システムの高度化を図ることとしています。

他方、申告納税制度を支える税理士の公共的使命にかんがみ、税理士法に基づく書面添付制度の推進などを図っています。また、納税者が自己の経済活動についての税金の問題を事前に予測可能となるよう、事前照会への対応の充実や移転価格に関する事前確認制度の活用を推進しています。

(4) 国税職員の職場環境の整備

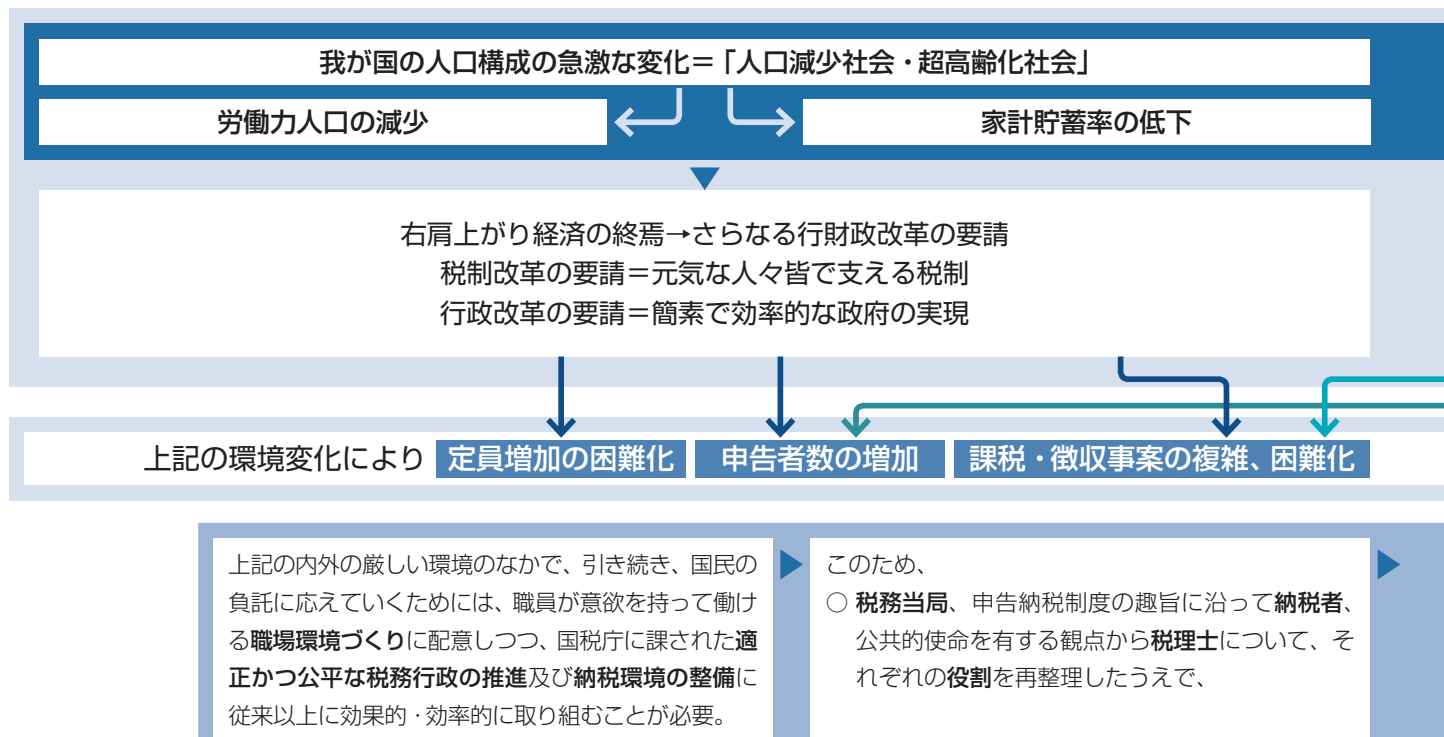
職員が意欲と希望をもって職務に精励できる職場環境づくりを進めています。

特に、国税庁における女性職員の在職割合が年々増加していることも踏まえ、国税庁では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念に基づき、子育てと仕事の両立

の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日よりスタートさせました。また、環境の変化に対応した研修制度の見直しなども行うこととしています。

以上の諸施策を推進するために、限られた定員の最適配分、定量的効果を踏まえた予算配分、適材適所の人事配置に、より一層図っていきます。

税務行政を取り巻く環境の変化と国税庁の対応について



納税環境の整備

○基本的視点
 申告者数の増加に対応した申告納税制度の趣旨に沿った納税者サービスの再構築

- 情報提供のIT化の推進
 国税庁HPやタックスアンサーの充実、メールマガジンの活用
- 申告・納税手段の多様化、IT化の推進
 e-Taxの普及、HPの確定申告書等作成コーナーの充実、コンビニエンスストアでの納付の導入
- 確定申告期の対応
 ① 申告相談における自書申告の一層の推進
 ② 申告相談の日曜日（2日間）実施（閉庁日対応）
- 税務相談体制の効率化
 一般的な税務相談の電話相談センターへの集約化等

内部事務（総務関係事務を含む）の基本的見直し

○基本的視点
 適切な事務運営の確保に配慮しながら、IT化に対応した事務の見直しや、職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化の徹底等により効率化、スリム化を促進

- 内部事務の効率化
 ① 内部事務の一元化に向けた検討・試行
 ② 集中化の試行による内部事務効率化策の検討
- 総務関係事務の効率化
 会計、厚生、給与等関係事務のIT化、局集中化、アウトソーシング化の推進

諸施策の推進のために、**限られた定員の最適配分**
 また、政府全体の取組として **「国税関係業務の業務・システム最適化計画」**

アジア諸国の経済発展、会計基準等のグローバル化

日本型雇用慣行のゆらぎと働き方の多様化
家族のかたちの多様化 など

グローバル化の進展
→対内直接投資や対外直接投資の増加
国境を越えた人の移動の活発化
国際的租税回避スキームの巧妙化

国税の職場環境の変化（女性職員・子育て中の職員の増加、若手職員の意識変化）がさらに加速化

○ 税務当局が実施すべきものについては、**国税庁、国税局（間）及び税務署（間）**においてそれぞれが果たすべき機能を再構築し、

○ IT化に対応した事務の見直し及び職員以外で実施可能な事務のアウトソーシング化等を推進。

調査・徴収事務の基本的見直し

○ 基本的視点

納税者のコンプライアンス（法令遵守）維持・向上のため、調査・徴収体系の基本的見直し等により、さらに効果的、効率的に調査・徴収事務を実施

(1) 調査・徴収事務の充実

- ① 局署の役割分担等を踏まえた調査・徴収体系の基本的見直しの検討
- ② 各種情報の相互活用などシステムの高度化

(2) 公共的使命を有する税理士の役割

新書面添付制度の推進等

(3) 先端分野等に対する対応

- ① 国際的租税回避スキームへの対応等の国際課税の充実、企業活動等の高度情報化への的確な対応
- ② 納税者の予測可能性の確保
・事前照会に対する対応の充実
・移転価格課税に関するAPA（事前確認制度）の活用
- ③ 連結納税制度への的確な対応

国税職員の職場環境の整備

○ 基本的視点

職員が意欲と希望をもって職務に精励できる職場環境づくり

(1) 男女共同参画社会実現のための取組

- ① 女性職員の能力適性を生かせる人事政策の推進
- ② 子育てと仕事の両立の観点から「国税庁特定事業主行動計画」の推進

(2) 若手職員に対する指導育成策の充実

(3) 取り巻く環境の変化に対応した研修制度の見直し

(4) 執務環境の整備

定量的効果を踏まえた予算配分 適材適所の人事配置 を図っていく。

（平成18年3月）の決定（平成19年5月改定） 同計画は、平成22年度までに順次実施

Ⅳ 資料編

租税収入・予算	page 47
申告・課税状況	page 48
調査状況	page 49
査察	page 49
滞納圧縮	page 50
権利救済	page 50
税務相談	page 51
国際課税	page 51
納税者満足度	page 51

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。

「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。

租税収入・予算

【平成17年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税 目	予 算 額	決 算 額
	百万円	百万円
源泉所得税	12,186,000	12,955,818
申告所得税	2,497,000	2,630,095
法人税	12,473,000	13,273,567
相続税	1,497,000	1,565,678
消費税	10,468,000	10,583,409
酒 税	1,625,000	1,585,339
たばこ税	862,000	886,737
揮発油税	2,173,000	2,167,598
石油ガス税	15,000	14,231
航空機燃料税	89,000	88,589
石油石炭税	500,000	493,126
自動車重量税	755,000	757,420
関 税	779,000	885,669
とん税	9,000	9,116
その他	-	215
印紙収入	1,114,000	1,168,832
小 計	47,042,000	49,065,439
所得税（譲与分）	1,115,900	1,115,900
地方道路税	311,800	311,187
石油ガス税（譲与分）	15,000	14,231
航空機燃料税（譲与分）	16,200	16,107
自動車重量税（譲与分）	377,500	378,710
特別とん税	11,300	11,395
原油等関税	38,000	44,629
電源開発促進税	355,100	359,249
揮発油税	740,800	740,800
たばこ特別税	226,200	232,855
総 計	50,249,800	52,290,502

※ 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【平成19年度国税庁予算額】

項 目	予 算 額
	百万円
情報化経費	48,382
納税者利便向上経費 ^{*1}	12,353
国際化対策経費	871
職場環境整備経費 ^{*2}	7,048
税制改正関係経費	3,442
税務諸用紙・通信費	17,788
庁局署一般経費 ^{*3}	46,843
税務大学校経費	2,886
国税不服審判所経費	446
酒類総合研究所経費	1,222
小 計	141,280
人 件 費	583,181
国税庁予算合計	724,461

※1 「納税者利便向上経費」には、e-Tax整備費、確定申告書等作成コーナー・タッチパネル関連経費が含まれています。

※2 「職場環境整備経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。

※3 「庁局署一般経費」には、アルバイト賃金、旅費、記帳指導謝金、広報広聴に関する経費などが含まれています。

申告・課税状況

【所得税納税者の状況】

(平成18年分)

総人口	万人	12,776
就業者数		6,356
所得税の確定申告数		2,349
還付申告		1,225
納税申告		823
所得者別内訳	事業所得者	190
	その他所得者	633
	不動産所得者	111
	給与所得者	274
	雑所得者	212
	上記以外	35

※「総人口」、「就業者数」は、平成17年分の計数です。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(平成17事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税 額
	千件	億円
給与所得	3,860	105,407
退職所得	-	2,911
利子所得等	40	4,880
配当所得	129	24,966
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	5	2,548
報酬料金等所得	3,083	13,406
非居住者等所得	24	3,161
合 計	-	157,279

※源泉徴収義務者数は、平成18年6月末の計数です。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(平成17事務年度)

法人数	2,977 千件
申告件数	2,767 千件
申告割合	89.9 %
黒字申告割合	31.9 %
申告所得金額	503,974 億円
申告欠損金額	227,154 億円
税 額	125,969 億円

※法人数は、平成18年6月末の計数です。

【相続税の課税状況】

(平成17年分)

死亡者の数	1,083,796 人
課税対象となった被相続人の数	45,152 人
納税者数(相続人の数)	135,803 人
課税価格	101,952 億円
税 額	11,567 億円

【贈与税の課税状況】

(平成17年分)

課税人員	405,332 人
取得財産価額	23,760 億円
税 額	1,159 億円

※相続時精算課税分を含みます。

【消費税の課税状況】

(平成17年度)

		納 付	還 付
		千件	千件
申告件数	個人	1,566	50
	法人	1,991	116
	合 計	3,557	165
税 額		100,265 億円	21,814 億円

【酒類の課税状況・生産状況】

(平成17年度)

区 分	生産量	課税額
	千kl	百万円
清 酒	499	91,760
合成清酒	34	5,013
焼 酎	1,042	227,042
みりん	86	2,353
ビール	3,650	800,426
果実酒類	94	6,711
ウイスキー類	69	27,726
スピリッツ類	76	7,630
リキュール類	742	63,451
雑 酒	2,737	297,497
合 計	9,029	1,529,609

調査状況

【申告所得税の調査状況】

(平成17事務年度)

	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		1件あたり	1件あたり	1件あたり	1件あたり
実地調査	千件	億円	万円	億円	万円
特別・一般※1	54	4,543	835	907	167
着眼※2	169	3,361	198	159	9
簡易な接触※3	583	1,053	18	77	1
合計	807	8,957	111	1,144	14

※1「特別・一般」とは、高額・悪質なものを対象に行う深度ある調査をいいます。

※2「着眼」とは、申告漏れ所得などの把握を短期間で行う調査をいいます。

※3「簡易な接触」とは、電話又は納税者の来署を求めて申告の是正を行うことをいいます。

【源泉所得税の調査状況】

(平成17事務年度)

接触件数	非違件数	追徴税額
194千件	53千件	580億円

【法人税の実地調査状況】

(平成17事務年度)

	件数	申告漏れ所得金額		追徴税額
		1件あたり	1件あたり	
	千件	億円	千円	億円
法人全体	143	16,654	11,636	3,953
調査課所管法人	5	8,977	199,088	2,011

【消費税の調査状況】

(平成17事務年度)

	件数	申告漏れの あった件数	追徴税額	
			1件あたり	1件あたり
	千件	千件	億円	万円
個人	72	49	220	30
法人	135	73	551	41

【相続税の実地調査状況】

(平成17事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		1件あたり	1件あたり	1件あたり	1件あたり
千件	千件	億円	万円	億円	万円
14	12	3,882	2,730	864	608

【法定資料収集枚数】

(平成17事務年度)

法定資料名	収集枚数
	千枚
給与所得の源泉徴収票	19,428
利子等の支払調書	594
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	4,061
公的年金等の源泉徴収票	31,643
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	9,174
株式等の譲渡の対価の支払調書	10,592
国外送金等調書	3,208
その他	36,770
合計	115,470

査察

【査察調査の状況】

(平成18年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			1件あたり	1件あたり	1件あたり	1件あたり
件	件	件	億円	百万円	億円	百万円
231	221	166	304	138	278	167

【大口事案の状況】

(平成18年度)

告発件数	うち脱税額3億円以上	うち脱税額5億円以上
件	件	件
166	17	8

【告発事件の税目別状況】

(平成18年度)

税目	件数	脱税額(総額)	
		1件あたり	1件あたり
	件	億円	百万円
所得税	59	108	183
法人税	78	119	153
相続税	5	29	580
消費税	23	21	91
源泉所得税	1	1	100
合計	166	278	167

滞納圧縮

【1億円以上の滞納整理中のものの業種別状況】

(平成18年度末)

業種	人員		税額	
	人	%	百万円	%
製造業	64	4.4	13,180	3.3
販売業	99	6.7	43,262	10.8
不動産・建設業	395	26.9	96,495	24.1
料理飲食業	82	5.6	15,765	3.9
金融業	24	1.6	6,717	1.7
その他の事業	377	25.7	97,055	24.2
その他	427	29.1	128,677	32.0
合計	1,468	100.0	401,151	100.0

※「その他の事業」とは、病院（医師）、サービス業、レジャー産業などをいいます。「その他」とは、サラリーマン、年金所得者などをいいます。

【差押えの状況】

(平成17事務年度)

	滞納者数	物件数	評価額
	人	件	百万円
動産	427	14,783	7,574
債権	42,786	53,938	61,208
不動産等	7,747	27,481	151,130
その他	3,514	102,981	4,005
合計	54,474	199,183	223,917

権利救済

【異議申立ての状況】

区分	非違件数 ①	異議申立件数	新規申立件数		処理済件数 ③	請求容認件数		
			②	割合②/①		④	割合④/①	割合④/③
	千件	件	件	%	件	件	%	%
課税関係	478	5,117	3,935	0.82	4,065	604	0.13	14.86
徴収関係	-	609	566	-	484	14	-	2.89
合計	-	5,726	4,501	-	4,549	618	-	13.59

【審査請求の状況】

区分	非違件数 ①	審査請求件数	新規請求件数		処理済件数 ③	請求容認件数		
			②	割合②/①		④	割合④/①	割合④/③
	千件	件	件	%	件	件	%	%
課税関係	478	5,034	2,730	0.57	2,920	464	0.10	15.89
徴収関係	-	368	233	-	247	6	-	2.43
合計	-	5,402	2,963	-	3,167	470	-	14.84

【訴訟事件の状況】

区分	非違件数 ①	訴訟件数	第一審提起件数		終結件数 ③	敗訴、一部敗訴件数		
			②	割合②/①		④	割合④/①	割合④/③
	千件	件	件	%	件	件	%	%
課税関係	478	868	131	0.03	469	48	0.01	10.23
徴収関係	-	132	48	-	89	3	-	3.37
合計	-	1,002	180	-	559	52	-	9.30

(1) 「①非違件数」は、平成17事務年度における、申告所得税（譲渡所得分を含む。）、源泉所得税、法人税、消費税、相続税の実地調査を行った非違件数の合計です。

(2) 異議申立てと審査請求の計数は、平成17年度の計数です。

(3) 訴訟事件の計数は、平成17年度の審級別合計の計数です。

(4) 訴訟事件の「合計」欄の計数は、審判所に関するものを含めています。

税務相談

【税務相談室における税務相談の受理件数、タックスアンサーの回答件数】

(平成18年度)

税務相談件数	千件	
	項目	件数
所得税		1,501
法人税		233
資産税		686
消費税		90
その他の間接税		61
徴収		94
その他		296
小計		2,961
タックスアンサーの回答件数		38,293
合計		41,254

【税務相談室における苦情事案の受理件数】

(平成18年度)

件	
項目	件数
所得税	549
法人税	336
資産税	65
消費税	49
その他の間接税	15
徴収	41
その他	333
合計	1,388

国際課税

【海外取引の把握状況】

(平成17事務年度)

海外不正所得件数	78 件
海外不正所得金額	83 億円

※調査課所管法人（資本金1億円以上の法人）の計数です。

【移転価格課税の状況】

(平成17事務年度)

課税件数	119 件
課税所得金額	2,836 億円

※調査課所管法人（資本金1億円以上の法人）の計数です。

【相談の多い項目上位5位】

〔面接・電話による相談〕

(平成18年度)

順位	税目	項目	件数
			千件
1	所得税	申告義務・申告手続等	285
2	所得税	医療費控除	159
3	所得税	申告書・決算書等の書き方	117
4	所得税	住宅借入金等特別控除	117
5	所得税	配偶者(特別)・扶養控除	98

〔タックスアンサー〕

(平成18年度)

順位	税目	項目	件数
			千件
1	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	1,240
2	所得税	所得税の税率	958
3	所得税	医療費控除の対象となる医療費	740
4	所得税	確定申告	570
5	所得税	扶養控除	516

納税者満足度

(平成17事務年度)

項目	上位評価割合	
	%	
職員の応接態度	78.9	
税務署の利用しやすさ	56.3	
国税の広報に関する評価	70.7	
国税の広聴に関する評価	78.3	
税務相談室における相談満足度	面接	91.6
	電話	67.4

※「上位評価割合」とは、アンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」と「やや良い」）を得た回答の割合を示しています。

国 税 庁 レポ[○]ート 2007

2007年6月発行

編集・発行 国税庁

〒100-8978

東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL. 03-3581-4161 (代表)

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>



詳しい情報はe-Taxホームページへ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxの最新情報やご利用にあたっての手續などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている